

## 第2節 災害時における応援協定

### 1 災害時応援協定先

#### (1) 救助関係

※石川県消防防災ヘリコプター応援協定

協定先		TEL	FAX	協定締結日	協定書
石川県	石川県航空消防防災グループ	0761-24-8930	0761-24-8931	H 9. 4. 1	資料 25・26

※災害時における災害救助犬の出動に関する協定書

協定先		TEL	FAX	協定締結日	協定書
石川県	NPO法人 石川県救助犬協会連合会	076-287-5528	076-298-1245	H24. 11. 1	資料 27・28

※奥能登広域圏事務組合消防本部管内消防団相互応援協定書

協定先		TEL	FAX	協定締結日	協定書
石川県	奥能登広域圏事務組合消防本部	0768-23-0119	0768-23-6767	H24. 11. 1	資料 29・30
	珠洲市 危機管理室	0768-82-7725	0768-82-5685		
	能登町 危機管理室	0768-62-8510	0768-62-4506		
	穴水町 生活環境課	0768-52-3770	0768-52-3797		

#### (2) 医療救護関係

※災害時の医療救護に関する協定書

協定先		TEL	FAX	協定締結日	協定書
石川県	一般社団法人 能登北部医師会	0768-22-5457	0768-22-7438	H13. 10. 19	資料 31～44

#### (3) 情報交換関係

※災害時の情報交換に関する協定

協定先		TEL	FAX	協定締結日	協定書
石川県	国土交通省 北陸地方整備局	025-280-8836	025-370-6691	H23. 3. 1	資料 45

(4) 自治体相互応援関係

※石川県内市災害時相互応援協定

協定先		TEL	FAX	協定締結日	協定書
石川県	金沢市 危機管理課	076-220-2366	076-233-9999	H 7. 9. 6	資料 46・47
	七尾市 防災交通課	0767-53-6880	0767-53-8411	H 7. 9. 6	
	小松市 防災安全センター	0761-24-8150	0761-24-8153	H 7. 9. 6	
	珠洲市 危機管理室	0768-82-7725	0768-82-5685	H 7. 9. 6	
	加賀市 防災対策課	0761-72-7891	0761-72-4640	H 7. 9. 6	
	羽咋市 環境安全課	0767-22-7176	0767-22-0240	H 7. 9. 6	
	かほく市 防災環境対策課	076-283-7124	076-283-1115	H17. 8. 24	
	白山市 危機管理課	076-274-9536	076-274-9535	H 7. 9. 6	
	能美市 危機管理課	0761-58-2201	0761-58-2290	H17. 8. 24	
	野々市市 環境安全課	076-227-6051	076-227-6251	H24. 1. 25	

※大規模災害時等における相互応援に関する協定

協定先		TEL	FAX	協定締結日	協定書
愛知県	尾張旭市 災害対策室	0561-76-8127	0561-52-0831	H23. 3. 24	資料 48～51

※輪島市と石狩市との災害時における相互応援協に関する協定書

協定先		TEL	FAX	協定締結日	協定書
北海道	石狩市 総務課 危機管理担当	0133-72-3190	0133-75-2275	H24. 8. 27	資料 52・53

※災害応急対策活動の相互応援に関する協定書

協定先		TEL	FAX	協定締結日	協定書
山口県	萩市 防災安全課	0838-25-3131	0838-26-085	H24. 11. 21	資料 54・55

(5) 郵便事業関係

※災害発生時における輪島市と輪島市内郵便局の協力に関する協定

協定先		TEL	FAX	協定締結日	協定書
石川県	日本郵便株式会社 輪島郵便局・市内郵便局	0768-22-0391	0768-22-9358	H27. 8. 27	資料 56・57

(6) 物資供給関係

※災害時における飲料水の供給に関する協定書

協定先		TEL	FAX	協定締結日	協定書
富山県	北陸コカ・コーラボトリング株式会社	0767-66-2250	0767-66-2252	H20. 6. 23	資料 58・59

※災害時における物資の供給に関する協定書

協定先		TEL	FAX	協定締結日	協定書
東京都	株式会社ファミリーマート	03-3989-7658	03-3989-7241	H28. 9. 1	資料 60・61

※災害時における物資供給に関する協定書

協定先		TEL	FAX	協定締結日	協定書
新潟県	NPO法人 コメリ災害対策センター	025-371-4185	025-371-4151	H23. 3. 28	資料 62・63

※災害時における支援協力に関する協定書

協定先		TEL	FAX	協定締結日	協定書
石川県	生活協同組合コープいしかわ	076-275-9854	076-275-9851	H25. 3. 21	資料 64・65

※災害時における物資供給及び貸与に関する協定書

協定先		TEL	FAX	協定締結日	協定書
石川県	有限会社 ライフサポート	0768-22-1500	0768-22-1513	H25. 3. 25	資料 66～68
石川県	有限会社 ケアドゥ	076-269-3767	076-269-3772	H25. 3. 25	
石川県	株式会社 森谷寝具店	0768-22-5650	0768-22-5651	H25. 3. 25	

※災害時におけるレンタル機材の提供に関する協定書

協定先		TEL	FAX	協定締結日	協定書
石川県	株式会社 ヨシカワ	0768-22-7255	0768-7455	H27. 8. 27	資料 69・70

※災害時における量の提供に関する協定書

協定先		TEL	FAX	協定締結日	協定書
石川県	5日で5000枚の約束。プロジェクト実行委員会	0768-22-0412	0768-22-4251	H27. 8. 27	資料 71・72

## (7) 緊急用燃料関係

※災害時における緊急用燃料の供給に関する協定書

協定先		TEL	FAX	協定締結日	協定書
石川県	社団法人 石川県エルピーガス協会 鳳輪支部	0768-22-0368	0768-22-8871	H23. 9. 30	資料 73・74

※災害時における石油類燃料の供給に関する協定書

協定先		TEL	FAX	協定締結日	協定書
石川県	輪島地区石油販売組合	0768-32-1021	0768-32-8020	H30. 5. 14	資料 101・102

## (8) 避難所関係

※災害時における一時避難所の設置運営に関する協定

協定先		TEL	FAX	協定締結日	協定書
石川県	ライフサービスたかはし	0768-42-3533	0768-42-0666	H21. 3. 16	資料 75

※福祉避難所設置運営協定

協定先		TEL	FAX	協定締結日	協定書
石川県	社会福祉法人 門前町福祉会	0768-45-1249	0768-45-1240	H19. 12. 1	資料 76～78
	社会福祉法人 寿福祉会	0768-23-0001	0768-23-0031	H19. 12. 7	
	社会福祉法人 白字会	0768-42-3333	0768-42-0892	H19. 12. 20	
	社会福祉法人 輪島市福祉会	0768-26-1661	0768-26-1751	H20. 1. 7	
	医療法人社団 輪生会	0768-22-9922	0768-22-9975	H20. 1. 18	
	楓の家株式会社	0767-53-7376	0767-53-7383	H20. 2. 26	
	有限会社 COM	0768-23-1188	0768-23-1133	H21. 1. 14	
	公益社団法人 石川県勤労者医療協会	076-252-0590	076-252-8791	H21. 2. 19	
	特定非営利活動法人 人材育成センター	0768-22-4141	0768-22-9700	H21. 3. 6	
	社会福祉法人 徳充会	0767-57-3309	0767-57-1531	H22. 3. 31	
	社会福祉法人 佛子園	076-275-0616	076-275-0689	H22. 3. 31	
	社会福祉法人 健悠福祉会	0768-23-0172	0768-23-0161	H24. 8. 1	
社会福祉法人 町野福祉会	0768-32-1288	0768-32-1280	H26. 4. 1		

※津波時における一時避難施設としての使用に関する協定書

協定先		TEL	FAX	協定締結日	協定書
石川県	石川県（奥能登土木総合事務所）	0768-22-0567	0768-22-0532	H24. 3. 22	資料 79・80
石川県	下原啓子（夢セゾンビル）	0768-22-0745	0768-22-6227	H27. 8. 27	資料 87・88

※津波発生時における緊急一時避難施設としての使用に関する協定書（輪島地方合同庁舎）

協定先		TEL	FAX	協定締結日	協定書
石川県	金沢地方法務局	076-292-7818	076-292-7537	H28. 4. 1	資料 81・82
	石川労働局	076-265-4420	076-221-6020		
	北陸地方整備局 金沢河川国道事務所	076-264-8803	076-233-9603		
石川県	北陸財務局（輪島宿舍 3号棟）	076-292-7874	076-291-2453	H26. 9. 22	資料 85・86

※津波時における建築物の一時使用に関する協定書（ホテルルートイン輪島）

協定先		TEL	FAX	協定締結日	協定書
石川県	ルートインジャパン株式会社	0768-22-7700	0768-22-7790	H24. 3. 22	資料 83・84

※津波時における一時避難場所としての使用に関する協定書（ホテル八汐駐車場）

協定先		TEL	FAX	協定締結日	協定書
石川県	ホテル八汐	0768-22-0600	0768-22-9119	H27. 8. 27	資料 89・90

(9) ライフライン関係

※災害時における応急対策活動に関する協定書

協定先		TEL	FAX	協定締結日	協定書
石川県	一般社団法人 北陸電気保安協会	0768-52-4500	0768-52-8505	H20. 12. 26	資料 91・92
石川県	石川県電気工事工業組合	0767-53-0222	0767-53-8084	H20. 12. 26	資料 93・94

※災害時における応急対策業務に関する協定書

協定先		TEL	FAX	協定締結日	協定書
石川県	輪島市上水道給水組合	0768-22-6237	0768-22-6237	H21. 7. 2	資料 95・96

(10) 応急対策工事関係

※災害時における応急及び復旧対策に関する協定

協定先		TEL	FAX	協定締結日	協定書
石川県	輪島建設協同組合	0768-22-2201	0768-22-6639	R1. 5. 22	資料 97 97-2
石川県	門前建設業協同組合	0768-42-0337	0768-42-0337	R1. 5. 22	

※災害時における応急調査業務に関する協定

協定先		TEL	FAX	協定締結日	協定書
石川県	一般社団法人 石川県建設コンサルタント協会	076-247-5080	076-247-5090	R1. 5. 22	資料 97-3 97-4
石川県	一般社団法人 石川県測量設計業協会	076-268-4900	076-268-7773	R1. 5. 22	
石川県	一般社団法人 石川県地質調査業協会	0768-88-8800	0768-88-8811	R1. 5. 22	

(11) ボランティア関係

※大規模災害時における連携に関する協定書

協定先		TEL	FAX	協定締結日	協定書
石川県	学校法人 日本航空学園	0768-26-2255	0768-26-2266	H25. 3. 17	資料 99・100

## 2 災害時応援協定書

### 石川県消防防災ヘリコプター応援協定

(目的)

第1条 この協定は、石川県下の市町村及び消防の一部事務組合及び消防を含む一部事務組合（以下「市町村等」という。）が、石川県の所有する消防防災ヘリコプター（以下「航空機」という。）の応援を求めることに関し必要な事項を定めるものとする。

(協定区域)

第2条 本規定に基づき市町村等が航空機の応援を求めることができる区域は、前条の市町村等の区域とする。

(要請の基準)

第3条 この協定に基づく応援要請は、消防組織法（昭和22年法律第226号）第1条に規定する消防の任務を遂行する場合に行うものとする。

(応援要請)

第4条 この協定に基づく応援要請は、災害が発生した市町村等（以下「要請市町村等」という。）の長が、次のいずれかに該当し、航空機の活動が必要と判断した場合に、石川県知事（以下「知事」という。）に対して行うものとする。

- (1) 災害が、隣接する市町村等に拡大し、又は影響を与える恐れがある場合
- (2) 要請市町村等の消防力によっては防御が著しく困難な場合
- (3) その他救急救助活動等において航空機による活動が最も有効な場合

2 前項の応援要請は、電話等により、次の事項を明らかにしてから行うものとする。

- (1) 災害の種別
- (2) 災害の発生日時場所、概要
- (3) 災害発生現場の気象状態
- (4) 飛行場外離着陸場の所在地及び地上支援体制
- (5) 災害現場の最高指揮者の職氏名及び連絡手段
- (6) 応援に要する資機材の品目及び数量
- (7) その他必要な事項

(消防防災航空隊の派遣)

第5条 知事は、前条の規定により応援要請をうけたときは、災害発生現場の気象状況を確認のうえ、消防防災航空隊（以下「航空隊」という。）を派遣するものとする。

2 知事は、前項の規定による要請に応ずることができない場合は、その旨を速やかに要請市町村等の長に通報するものとする。

(航空隊への現場指揮)

第6条 前条第1項の規定により応援する場合において、災害現場における航空隊への指揮は、要請市町村等の長の定める災害現場の最高責任者が行うものとする。この場合において、航空機に搭乗している運航指揮者が航空機の運航に重大な支障があると認めるときは、その旨現場の最高責任者に通告するものとする。

(消防用無線局の管理及び運用)

第7条 石川県は、第4条に基づく応援要請の活動を行うにあたり、要請市町村等との連携を緊密にするため、航空機及び航空消防防災室に消防用無線局を整備する。

2 前項の無線局の管理及び運用については、別に定める石川県消防防災ヘリコプターと消防機関との通信に係る無線局の管理及び運用に関する取扱基準によるものとする。

(消防活動に従事するための措置)

第8条 第4条の応援要請に対する活動として、航空隊員が消防吏員として活動する必要があるときは、同条の応援要請により、石川県消防広域応援協定(平成3年8月1日施行)第4条の規定に基づく応援要請がなされたものとみなす。

(経費負担)

第9条 この協定に基づく応援に要する運航経費は、石川県が負担するものとする。

2 前条に該当する活動に従事する場合においても、応援に要する運航経費は石川県消防広域応援協定第10条の規定にかかわらず、石川県が負担するものとする。

(その他)

第10条 この協定に定めない事項は、石川県及び市町村等が協議して定めるものとする。

(適用)

第11条 この協定は、平成9年4月1日から適用する。



## 災害時における災害救助犬の出動に関する協定書

輪島市（以下「甲」という。）と特定非営利活動法人石川県救助犬協会連合会（以下「乙」という。）は、輪島市内において地震災害等が発生した場合に、被災者の捜索活動（以下「捜索活動」という。）を円滑に実施するため、災害救助犬の出動に関し、次のとおり協定を締結する。

### （出動要請）

第1条 甲は、捜索活動のために必要があると認めるときは、乙に対して、災害救助犬の出動を要請するものとする。

ただし、文書をもって要請するいとまがないときは、口頭で要請し、その後、速やかに文書を提出するものとする。

### （出動）

第2条 乙は、前条の出動要請を受けたときは、特別な理由がない限り、速やかに災害救助犬を出動させるものとする

2 乙は、出動体制が整ったときは、速やかに出動部隊の構成及び現場到着予定時刻等、必要な事項を甲に連絡するものとする。この場合において、災害救助犬の出動頭数は、災害の種類及び規模等を考慮し、甲乙協議のうえ決定するものとする。

### （捜索活動の実施等）

第3条 乙に属する災害救助犬チーム構成員（以下「構成員」という。）は、出動した災害現場においては、第1条に定める出動の要請時に甲が連絡する現場指揮者（以下「現場指揮者」という。）の指示に従い捜索活動を実施するものとする。

2 この協定に基づく業務の終了は、現場指揮者が捜索活動の終了を告げたとき、又は乙の都合により捜索活動の続行が不可能となったときとする。

### （費用の負担）

第4条 第2条第1項の規定に基づく出動に関する経費は、原則として甲の負担とする。

### （損害補償）

第5条 この協定に基づく出動又は捜索活動に伴って構成員並びに災害救助犬に生じた損害の補償（第三者に対する損害を含む。）は次のとおりとする。

ア 乙は、乙の構成員が出動時の往復途上における交通事故等により、自ら損害を被り、又は第三者に損害を与えた場合の損害を補償する。

イ 乙は、災害救助犬が出動時の往復途上又は救助活動中に、自ら損害を被り、又は第三者に損害を与えた場合の損害を補償する。

ウ 乙の構成員が救助活動中に死亡若しくは負傷し、又は救助活動に起因した疾病により死亡し、若しくは障害の状態となった場合は、甲乙協議のうえその損害を補償する。

(訓練の参加)

第6条 乙は、この協定による捜索活動が円滑に行われるよう、甲が行う訓練への参加に努めるものとする。

(実施細目)

第7条 この協定の実施に必要な事項は、甲乙協議のうえ別に定める。

(協議)

第8条 この協定に定めのない事項又は協定内容に疑義が生じたときは、その都度、甲乙協議のうえ定めるものとする。

(有効期間)

第9条 この協定は、平成24年11月1日からその効力を有するものとし、甲、乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を継続する。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成24年11月1日

## 奥能登広域圏事務組合消防本部管内消防団相互応援協定書

### (目的)

第1条 この協定は、消防組織法（昭和22年法律第226号。以下「法」という。）第39条の規定に基づき奥能登広域圏事務組合消防本部管内の消防団相互の応援体制を確立し、災害が発生した場合又は災害が発生するおそれのある場合に有効に対処することを目的とする。

### (協定市町等)

第2条 この協定は、奥能登広域圏事務組合消防本部管内の市町長及び奥能登広域圏事務組合消防本部消防長（以下「消防長」という。）相互間において締結する。

### (定義)

第3条 この協定において「災害」とは、法第1条に規定する災害等で応援を必要とするものをいう。

### (応援要請)

第4条 この協定に基づく応援要請は、災害の発生又は災害が発生するおそれがある市町において、その所有する消防力では、災害の防ぎよ又は救助等が困難と認められる場合において、応援を要請する市町長（以下「要請側」という。）又は消防長が第2条に規定する市町長に対して行うものとする。

2 前項に規定する応援要請は、電話等により次の事項を明確にして行うものとし、事後速やかに第2条に規定する市町長に対して応援要請書を提出するものとする。

- (1) 災害の発生日時及び場所
- (2) 必要とする人員、車両及び資機材等
- (3) 集結場所及び連絡担当者
- (4) その他必要事項

### (応援)

第5条 前条の規定により要請側又は消防長から応援要請を受けた市町長（以下「応援側」という。）は、業務に重大な支障がない限り応援を行うものとする。

2 応援側は、前条の応援要請に対する諾否について速やかに要請側又は消防長に通報するものとする。

### (指揮)

第6条 応援側の消防団は、消防長の指揮の元に活動を行うものとする。

(応援の中断)

第7条 応援側において特別な事情が生じた場合は、応援側の消防団による応援を中断することができるものとする。

(応援の経費の負担)

第8条 応援に要する経費は、法令その他特別の定めがある場合を除き次の区分による。

(1) 応援側が負担する経費

ア 機械器具の小破損の修理費用

イ 機械器具の燃料費用

ウ 消防団員の出勤手当及び死傷による補償

(2) 要請側が負担する経費

前号に規定する経費以外の経費

2 経費負担について疑義が生じた場合は、その都度要請側と応援側双方協議の上、決定するものとする。

(他協定との関係)

第9条 この協定は、第2条に規定する市町長が法第39条により締結している別の消防相互応援協定を排除するものではない。

(疑義の協議)

第10条 この協定に規定していない事項又は疑義が生じた場合は、その都度第2条に規定する市町長及び消防長が協議の上決定する。

附則

1 この協定は、平成25年7月1日から施行する。

2 この協定を証するため、本書5通を作成し、記名押印の上、各1通を保管する。

3 この協定により、平成17年8月5日に輪島市、珠洲市、能登町、穴水町、門前町及び奥能登広域圏事務組合消防本部で締結した奥能登広域圏事務組合消防本部管内消防団相互応援協定書は廃止する。

## 災害時の医療救護に関する協定書

輪島市（以下「甲」という。）と一般社団法人能登北部医師会（以下「乙」という。）とは災害時の医療救護に関して、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定書は、輪島市地域防災計画に基づき、甲が行う医療救護に対する乙の協力に関し、必要な事項を定めるものとする。ただし、災害救助法等、他の関係法令が適用される災害等については適用しない。

（救護班の派遣）

第2条 甲が輪島市地域防災計画に基づき、医療救護を実施する必要がある時、乙に対し救護班の編成及び派遣を要請するものとする。

2 乙は前項の規定により甲から要請を受けた場合、直ちに救護班を編成し、現地の救護所等に派遣するものとする。

3 緊急やむをえない事情により、甲の要請を受けるいとまのない場合には、乙は救護班を派遣した後、速かに甲に報告し、その承認を得るものとする。

（災害医療救護計画）

第3条 乙は医療救護の円滑な実施を図るため、災害医療救護計画を策定し、これを甲に提出するものとする。

（救護班に対する指揮）

第4条 医療救護の総合調整を図るため、甲が行う乙の派遣する救護班に対する指揮は、乙の長を通じて行う。

（救護班の業務）

第5条 乙が派遣する救護班は、原則として甲が避難場所、避難所及び災害現場等に設置する救護所等において医療救護を行う。

2 救護班の業務は、次のとおりとする。

- (1) 傷病者に対する応急処置及び医療
- (2) 傷病者の収容医療施設への転送の要否と転送順位決定
- (3) 被災者の死亡の確認

（救護班の輸送）

第6条 甲は医療救護が円滑に実施できるよう、救護班の輸送について、必要な措置をとるものとする。

（医薬品等の供給）

第7条 乙が派遣する救護班が使用する医薬品等は、当該救護班が携行するもののほか、甲が供給す

るものとする。

(収容施設の指定)

第8条 乙は、甲が傷病者の収容施設を指定しようとする時は、これに協力するものとする。

(医療費)

第9条 救護所における医療費は、無料とする。

2 収容医療施設における医療費は、原則として患者負担とする。

(防災訓練)

第10条 乙は、甲から要請があった場合は、甲が実施する防災訓練に参加するものとする。

(医療救護に係る費用弁償等)

第11条 甲の要請に基づき、乙が医療救護を実施した場合に要する費用は、甲が負担するものとする。

- (1) 救護班の編成及び派遣に要する経費
- (2) 救護班が携行した医薬品等を使用した場合の実費
- (3) 救護班員が、医療救護において負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合の扶助金
- (4) 収容医療施設等の施設及び設備の損傷にかかる経費
- (5) 前各号に該当しない費用であって、この協定実施のために要したもの

2 前項に定める費用弁償等の額については、甲乙協議のうえ、別に定める。

(防災訓練に係る費用弁償等)

第12条 甲の要請に基づき、乙が防災訓練に参加した場合の費用については、前条に準ずるものとする。

(細目)

第13条 この協定を実施するために必要な事項については、別に定める。

(協議)

第14条 この協定に定めのない事項又はこの協定に関し疑義が生じた事項については、甲乙協議の上、決定するものとする。

(有効期間)

第15条 この協定の有効期間（以下「協定期間」という。）は、協定締結の日から平成14年3月31日までとする。

2 前項の協定期間の1ヶ月前までに、甲又は乙から何らかの申し出がない場合は、期間終了の日からさらに1年間延長され、以後同様とする。

この協定の締結を証するため、本書を2通作成し、甲、乙双方記入押印のうえ、各1通保有する。

平成13年10月19日

## 災害時の医療救護に関する協定書実施細目

平成13年10月19日付けで輪島市（以下「甲」という。）と一般社団法人能登北部医師会（以下「乙」という。）との間に締結した災害時の医療救護に関する協定書（以下「協定書」という。）第13条に基づく細目は、次のとおりとする。

### （医療救護の報告）

第1条 乙は、協定書第2条の規定により救護班を派遣した時は、医療救護終了後速やかに、各救護班ごとの「医療救護報告書」（第1号様式）、「救護班員名簿」（第2号様式）及び「医薬品等使用報告書」（第3号様式）を取りまとめ、甲に報告するものとする。

### （事後報告）

第2条 乙は、協定書第2条に基づく医療救護において、救護班員が負傷し、疾病に係り又は死亡した時は「事後報告書」（第4号様式）により速やかに甲に報告するものとする。

### （物件損傷報告）

第3条 乙は、収容医療施設及び救護所を設置した医療施設の施設・設備が医療救護により損傷を受けたときは「物件損傷報告書」（第5号様式）により速やかに甲に報告するものとする。

### （費用弁償等の請求）

第4条 協定書第11条第1項第1号、第2号、第4号及び第5号に規定する費用については、乙が救護班分を取りまとめ「費用弁償等請求書」（第6号様式）により、甲に請求するものとする。

2 協定書第11条第1項第3号に規定する扶助金については、支払いを受けようとする者が「扶助金支給申請書」（第7号様式）により、甲に請求するものとする。

### （支払い）

第5条 甲は、前項の規定により請求を受けた場合は、関係書類を確認の上、予算の許す限り速やかに支払うものとする。

### （防災訓練に係る費用弁償等）

第6条 協定書第12条に規定する防災訓練に係る費用弁償等については、前2条の規定を準用するものとする。

本実施細目2通を作成し、甲、乙双方記名押印のうえ、各1通を保有する。

平成13年10月19日

医療救護報告書

班名	災害発生場所	医療救護活動場所	活動状況	備考
			月 日 時 分～ 時 分  取り扱い件数 件 移送 件 死体処理 件	
			月 日 時 分～ 時 分  取り扱い件数 件 移送 件 死体処理 件	
			月 日 時 分～ 時 分  取り扱い件数 件 移送 件 死体処理 件	
			月 日 時 分～ 時 分  取り扱い件数 件 移送 件 死体処理 件	
			月 日 時 分～ 時 分  取り扱い件数 件 移送 件 死体処理 件	
			月 日 時 分～ 時 分  取り扱い件数 件 移送 件 死体処理 件	



救 護 班 員 名 簿

班 名	職 種	氏 名	所 属	住 所	従事期間



事 故 報 告 書

年 月 日から同年 月 日までにおける災害時の医療救護活動にお

いて、別紙のとおり 傷病 者が発生したので報告します。  
死亡

年 月 日

輪島市長 様

一般社団法人 能登北部医師会

会長



別紙

事故 傷病者 概要  
死亡

氏名		性別	男・女	年齢	歳
住所					
職種	勤務先		所属医療救護班名		
傷病名		程度	重傷・中等症・軽症		
外来 入院（月日）	診療（入院） 医療施設名				
受傷（発病）年月日	年 月 日 午前・午後 時 分				
受傷（発病）場所					
死亡原因					
死亡日時	年 月 日 午前・午後 時 分				
死亡場所					
受傷・発病・死亡 の時の状況					



第6号様式

費用弁償等請求書

年 月 日

輪島市長 様

住所  
氏名

次の金額を請求します。

金額 \_\_\_\_\_ 円

ただし、年 月 日から 年 月 日までにおける災害時の医療救護活動に対する費用弁償額

(費用弁償額請求明細書 別紙の通り)

第7号様式

(表)  
扶 助 金 支 給 申 請 書

年 月 日

輪島市長 様

住 所  
氏 名

災害時の医療救護に関する協定第11条第1項第3号の規定による扶助金を支給されたく、別紙関係書類を添えて申請します。

負傷又は死亡した者の状況	氏 名		性 別	男・女	生年月日	年 月 日
	住 所					
	職 業		勤 務 先		所属救護班名	
	傷 病 名		受 傷 ( 罹 病 ) 年 月 日	年 月 日		
	死亡原因		死 亡 年 月 日	年 月 日		
障 害 級 別		療 養 開 始 年 月 日	年 月 日			
		治 療 年 月 日	年 月 日			
休 業 日 数						
休業期間中における業務上の収入の有無			年 月 日から	年 月 日まで		日間
扶助金支給基礎額						
備考						

(裏)

- 注 1 「扶助金支給基礎額」算出の証明書類（事業主の証明又は市町村長の証明のあるもの）を添付すること。（療養扶助金申請の場合は不要）
- 2 療養扶助金申請の場合は、医師の診断書及び療養費の領収証又は請求書を添付すること。
- 3 休養扶助金申請の場合は、医師の診断書（休業が必要と認められる期間の記載のあるもの）及び事業主の証明書を添付すること。
- 4 障害扶助金申請の場合は、医師の意見を付した障害診断書を添付すること。
- 5 遺族扶助金を申請する場合は、受給順位を明らかにした書類を添付すること。
- 6 葬祭扶助金申請の場合は、死亡診断書を添付すること。
- 7 打切扶助金申請の場合は、療養経過を明らかにした診断書を添付すること。



## 医療救護協定にかかる費用弁償等に関する覚書

平成13年10月19日付けで輪島市（以下「甲」という。）と一般社団法人能登北部医師会（以下「乙」という。）との間に締結した災害時の医療救護に関する協定書第11条及び第12条に基づく費用弁償等の内容については、次のとおりとする。

（救護班の従事者の費用弁償）

第1条 協定書第11条第1項第1号に規定する救護班の従事者の派遣に対する費用弁償は、別表に定める額とする。

（医薬品等の実費弁償）

第2条 協定書第11条第1項第2号に規定する医薬品等の実費弁償は、使用した医薬品等にかかる実費とする。

（扶助金）

第3条 協定書第11条第1項第3号に規定する扶助金については、災害救助法施行令（昭和22年制令第225号）に定める基準に準ずるものとする。

（物件損傷の実費弁償）

第4条 協定書第11条第1項第4号に規定する施設及び設備を損傷した場合の経費は、実費とする。

（防災訓練に係る費用弁償等）

第5条 協定書第12条に規定する防災訓練に係る費用弁償等は、第1条から第3条までに規定する費用に準ずるものとする。

（医事紛争の処理）

第6条 救護班が転送した患者の診療について、この患者を診療した収容施設と患者との間に医事紛争が生じた場合は、乙は直ちに甲に連絡するものとする。

2 前項の連絡を受けたときは、速やかに調査し、甲、乙協議のうえ、誠意を持って解決のための適切な措置をとるものとする。

（未集金の処理）

第7条 乙は、収容施設において、災害時の医療救護に係る医療費の未収が生じたとき、速やかにとりまとめ、甲に通知するものとする。

2 甲は、前項の連絡を受けたときは、調査のうえ支払い義務者に対し、当該請求分の支払いを督促するとともに、支払不能の事情が判明した場合は、乙との協議のうえ、収容施設の負担とならないように措置するものとする。

この覚書の交換を証するため、本書を2通作成し、甲、乙双方記名押印のうえ、各1通保有する。

平成13年10月19日

## 別表

区 分	日 当	旅 費	時間外職務手当
医 師	「災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償について」（昭和40年5月11日付け厚生社第162号）に定める額	職員の旅費に関する条例（平成18年2月1日輪島市条例第50号）に定める部長等の旅費相当額	日当の額を7時間45分で除して得た額を勤務時間1時間あたりの給与額として、一般職の職員の給与に関する条例（平成18年2月1日輪島市条例第46号）の規定により算出した額
看護師		職員の旅費に関する条例に定める部長等を除く一般職の旅費相当額	
補助員		看護師の日当の1/2 （100円未満切り捨て）	

## 災害時の情報交換に関する協定

国土交通省北陸地方整備局長（以下「甲」という。）と輪島市長（以下「乙」という。）とは、災害時における各種情報の交換等に関し、次のとおり協定する。

### （目的）

第1条 この協定は、輪島市の地域について災害が発生または、災害が発生するおそれがある場合において、甲及び乙が必要とする各種情報の交換等（以下「情報交換」という。）に関する事項について定め、もって、迅速かつ円滑な災害対策の実施に資することを目的とする。

### （情報交換の開始時期）

第2条 甲及び乙の情報交換の開始時期は、次のとおりとする。

- 一 輪島市内で重大な被害が発生又は、発生するおそれがある場合
- 二 輪島市災害対策本部が設置された場合
- 三 その他甲又は乙が必要な判断した場合

### （情報交換の内容）

第3条 甲及び乙の情報交換の内容は、次のとおりとする。

- 一 一般災害状況に関すること
- 二 公共土木施設（河川・ダム・砂防・海岸・道路・公園・下水道・港湾・空港施設等）の被害状況に関すること。
- 三 その他甲又は乙が必要な事項

### （情報連絡員（リエゾン）の派遣）

第4条 第2条の各号のいずれかに該当し、乙の要請があつた場合又は甲が必要と判断した場合には、甲から乙の災害対策本部等に情報連絡員を派遣し情報交換を行うものとする。

なお、甲及び乙は、相互の連絡窓口を明確にしておき派遣に関して事前に調整を図るものとする。

### （平素の協力）

第5条 甲及び乙は、必要に応じ情報交換に関する防災訓練及び防災に関する地図等の資料の整備に協力するものとする。

### （協議）

第6条 本協定に疑義が生じたとき、又は本協定に定めのない事項については、その都度、甲乙協議のうえ、これを定めるものとする。

本協定は、2通作成し、甲乙押印のうえ各1通を所有する。

平成23年3月1日

## 石川県内市災害時相互応援協定

石川県内の各市（以下「協定市」という。）は、いずれかの市域において地震等の大規模な災害が発生し、被害を受けた市（以下「被災市」という。）が十分な応急措置を自ら実施できない場合において、当該被災市の応急対策及び復旧活動が迅速かつ円滑に遂行されるよう、相互に応援協力することについて、次のとおり協定を締結する。

### （応援の種類）

第1条 応援の種類は、次のとおりとし、職員等の派遣及び資機材の提供を含むものとする。

- (1) 市民の生命と財産を守るための救出救助、消火、医療救護、防疫等の応急活動
- (2) 食糧、飲料水、生活必需物資その他の生活物資の供給活動
- (3) 清掃活動
- (4) 水道、下水道等の応急復旧活動
- (5) 被災児童生徒の受入れ
- (6) 被災者に対する住宅の提供
- (7) ボランティアのあっせん
- (8) その他特に必要と認める災害応急対策及び災害復旧活動

### （応援要請と応援活動の実施）

第2条 応援を要請しようとする被災市は、当該被災市以外の協定市に対して応援要請の内容を明らかにして口頭又は文書により応援を要請し、応援を要請された協定市は全面的に応援活動を実施するものとする。

2 前項の規定により口頭で応援を要請した場合は、当該応援を要請した協定市に対し後日速やかに応援要請書を送付するものとする。

### （緊急応援活動の実施）

第3条 前条の規定にかかわらず、いずれかの市域において地震等の大規模な災害が発生し、通信の途絶等により被災市との連絡が取れない場合には、当該被災市以外の協定市は相互に連絡調整するとともに、自主的判断により緊急応援活動を実施するものとする。

### （経費の負担）

第4条 応援に要した経費は、原則として被災市の負担とする。ただし、これによりがたい場合は、協定市が協議して定めるものとする。

### （連絡担当部局）

第5条 協定市は、あらかじめ相互に応援協力するための連絡担当部局を定め、地震等の大規模な災害が発生したときは、速やかに情報を相互に交換するものとする。

### （その他）

第6条 この協定の実施に関し必要な事項及びこの協定に定めのない事項は、協定市が協議して定めるものとする。

(効力の発生)

第7条 この協定は、協定を締結した日から効力を発生するものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書11通を作成し、協定市は記名押印のうえ、各1通を保有する。

平成24年1月25日

## 大規模災害時等における相互応援に関する協定

(協定の趣旨)

第1条 輪島市及び尾張旭市（以下「協定自治体」という。）は、協定自治体の区域内において地震等の大規模な災害（災害対策基本法第2条第1号に規定する災害をいう。）が発生し、被害を受けた市（以下「被災自治体」という。）が独自では十分な応急措置が実施できない場合に、被災自治体の要請にこたえ、当該災害により被害を受けていない自治体が互助の精神に基づき、被災自治体に対する応急対策及び復旧対策を円滑に遂行するため、次のとおり協定を締結する。

(応援の種類)

第2条 この協定における応援の種類は、次のとおりとする。

- (1) 災害対策本部の運営に必要な職員の派遣
- (2) 食糧、飲料水及び生活必需物資並びにその供給に必要な資機材の提供
- (3) 被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な資機材及び物資の提供
- (4) 救援及び救助活動に必要な車両等の提供
- (5) 前各号に掲げるもののほか、特に要請のあった事項

(応援の手続き)

第3条 応援を要請しようとする被災自治体は、次の事項を明らかにし、電話、電信等により要請するものとする。この場合において、被災自治体は必要事項を記載した文書を後日、速やかに送付しなければならない。

- (1) 被害の状況
- (2) 前条第1号に掲げる応援を要請する場合にあつては、職員の職種、人数及び業務内容
- (3) 前条第2号から第4号までに掲げる応援を要請する場合にあつては、物資等の品目、数量等
- (4) 応援場所及び応援場所への経路
- (5) 応援期間
- (6) 前各号に掲げるもののほか、必要と認める事項

(応援の実施)

第4条 応援を要請された自治体は、法令その他特別に定めがある場合を除くほか、極力これに応じ、応援活動に努めるものとする。

- 2 協定自治体は、前条の規定にかかわらず、協定自治体のいずれかの区域において地震等の大規模な災害が発生したことが明らかな場合、自らの判断に基づき自主応援活動を実施するものとする。
- 3 自主応援活動を開始した場合は、応援の内容を被災自治体に速やかに連絡するものとする。

(応援経費の負担)

第5条 応援に要する経費の負担は、原則として応援要請自治体が負担する。

- 2 前項の費用負担の具体的な内容は、本協定の趣旨を踏まえ、被災の程度、応援の実態等を考慮し、その都度協議して定めるものとする。

(災害補償等)

第6条 応援活動に従事した職員が、負傷し、疾病にかかり又は死亡した場合における公務災害補償に要する経費は、応援する自治体の負担とする。

- 2 応援活動に従事した職員が業務上第三者に損害を与えた場合は、その損害が応援業務の従事中に生じたものについては、応援を受けた被災自治体が、被災自治体への往復の途中において生じたものについては応援する自治体が、それぞれの負担するものとする。

(情報等の交換)

第7条 この協定に基づく応援が円滑に行われるよう、必要な情報等を相互に交換するものとする。

(協議)

第8条 この協定の定めのない事項で、協定の実施に関し特に必要が生じた場合は、その都度協議して定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本協定書を2通作成し、協定自治体が記名、押印の上、各1通を保有する。

平成23年3月24日

## 大規模災害時等における相互応援に関する協定実施要綱

### (要綱の趣旨)

第1条 この実施要綱は、尾張旭市と輪島市（以下「協定自治体」という。）との間で締結された大規模災害時等における相互応援に関する協定に基づく応援体制等が円滑かつ迅速に実施されるよう、必要な事項を定めるものとする。

### (体制の強化)

第2条 協定自治体は、互いの防災体制及び応援体制の強化を図るため、防災担当部局間の連絡会を設けるものとする。

2 前項の連絡会は、必要が生じたときに随時行い、相互の防災力の向上に努めるものとする。

### (情報の交換)

第3条 協定自治体は、応援体制の円滑な実施のため、次に掲げる資料を交換し、防災情報の共有化を図るものとする。

#### (1) 支援組織に関するもの

- ア 災害対策本部の組織図及び事務分担
- イ 非常配備の種別、配備内容及び配備時期の基準

#### (2) 支援物資に関するもの

- ア 水・食品・生活必需品等の供給
- イ 防災備蓄資機材等保有状況
- ウ ライフライン施設の応急対策（上水道施設対策）

#### (3) 初動対応に関するもの

- ア 初動体制の確立に関するもの（連絡手段、緊急参集基準等）
- イ 緊急輸送道路

#### (4) 人的支援に関するもの

- ア 応援協力・派遣要請
- イ 救出・救助対策

#### (5) 被害想定に関するもの

- ア 危険区域等に関する資料（ハザードマップ等）
- イ 避難場所

### (初動体制)

第4条 協定自治体のいずれかにおいて震度5強以上の地震が発生した場合又は大規模な被害が発生



した場合には、応援を行う市（以下「応援自治体」という。）は、被害を受けた市（以下「被災自治体」という。）に対し、先遣隊を派遣するものとする。

2 協定自治体のいずれかにおいて気象庁より次に掲げる気象情報が発表され、かつ、甚大な被害が発生するおそれのある場合又は大規模災害等で市長が応援を要請した場合には、応援自治体は、先遣隊の派遣を準備するとともに、応援自治体の防災担当部局は、被災自治体の災害対策本部と連絡を取り、先遣隊の派遣を決定するものとする。

(1) 土砂災害警戒情報

(2) 大雨警報

(3) 洪水警報

(4) 暴風警報

(5) 津波警報

(6) 大津波警報

3 応援自治体は、先遣隊を派遣した場合には、情報連絡会を設置し今後の対応を協議するものとする。

4 先遣隊は、2名以上で構成し、被災自治体の災害初期情報を収集するものとする。

5 先遣隊は、食料、水等の自活のための道具一式及び通信機器等を持参する。

6 先遣隊は、被災自治体の災害対策本部と応援内容を協議し、応援のために必要と認める場合には被災自治体に被災地支援連絡所を設置するものとする。

7 情報連絡会の事務を処理させるため、事務局を防災担当部局に置く。

#### (応援体制)

第5条 応援自治体は、被災地への応援が、長期又は大規模になる等、全庁的な応援体制が必要と判断される場合には、災害対策本部に準じて市長を本部長とする支援対策本部を設置するものとする。

2 支援対策本部の事務を処理させるため、事務局を防災担当部局に置く。

#### (応援職員)

第6条 応援自治体の支援対策本部は、被災自治体の災害対策本部の補助要員として職員を派遣するものとする。ただし、応援自治体の職員（以下「応援職員」という。）は、1、2週間を目途に交代させるものとする。

2 応援職員は、災害の状況に応じ必要な被服、食糧等を携行するものとする。

3 応援職員は、自治体名を表示する腕章、名札等を付け、その身分を明らかにするものとする。

4 被災自治体は、可能な限り応援職員に対する宿舎のあっせんその他の便宜を供与するものとする。

#### (その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、その都度協議して定めるものとする。

#### 附 則

この要綱は、平成24年7月18日から施行する。

# 石川県輪島市と北海道石狩市との 災害時における相互応援等に関する協定書

(趣旨)

第1条 輪島市（以下「甲」という。）と石狩市（以下「乙」という。）とは、甲乙いずれかの行政区域において災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1項に定める災害が発生し、若しくは発生のおそれがある場合（以下「災害時等」という。）の相互応援について、次のとおり協定を締結する。

(災害応急対策用物資及び資機材の供給援助)

第2条 甲又は乙は、災害時等において、災害応急対策用物資及び資機材が不足した場合、相手方の自治体に対し、次の物資の供給援助を要請することができる。

- (1) 食料、飲料水及び生活必需品並びにその供給に必要な資機材
- (2) 救援及び救助活動に必要な車両及び資機材
- (3) 被災者の救出、医療及び防疫並びに施設の応急復旧に必要な物資及び資機材
- (4) 前各号に掲げるもののほか、応急対策に必要と認めるもの

(職員の派遣)

第3条 甲又は乙は、災害時等において相手方の自治体に対し、災害応急対策等の実施に必要となる職員の派遣を要請することができる。

(被災地情報の広報)

第4条 甲又は乙は、災害時等において、被災状況及びその他の情報をホームページ等で十分に提供することができない状況となった場合は、相手方の自治体のホームページ等に、当該情報を掲載するよう要請することができる。

(避難施設等の提供)

第5条 甲又は乙は、災害時等に被災者の避難施設等を確保する必要がある場合において、当該自治体の施設のみでの収容が困難なときは、相手方の自治体に対し、その管理する施設の提供について要請することができる。

(応援の要請手続)

第6条 甲又は乙は、前4条までの規定による要請を行う場合は、次の事項を明らかにし、第10条に定める連絡担当部局を通じて、電話等により要請するものとし、その後、速やかに文書を提出するものとする。

- (1) 被害の状況
- (2) 第2条の規定に基づく要請を行う場合は、物資、車両及び資機材の種類、品目、数量等
- (3) 第3条の規定に基づく要請を行う場合は、職員の職種、人数及び業務内容及び期間等
- (4) 第4条の固定に基づく要請を行う場合は、情報の内容、広報媒体、掲載期間等
- (5) 前条の規定に基づく要請を行う場合は、収容を希望する被災者の人数等
- (6) 応援を必要とする場所及びその場所への経路
- (7) 前各号に掲げるもののほか、必要な事項

(応援の実施及び派遣された職員の指導)

第7条 甲又は乙は、第2条から第5条までの規定により応援の要請を受けた場合は、可能な限り応援に努めなければならない。

2 第3条の規定により派遣された職員（以下「派遣職員」という。）は、派遣先は自治体の指導のもとに活動するものとする。

#### （自主的活動）

第8条 甲又は乙は、災害時等において、通信途絶等により相手方の自治体が要請不能の状況にあると判断した場合は、職員を派遣する等、速やかにその被害状況について自主的に情報収集を行うものとする。

2 前項の情報収集により、被害が甚大であると判断した場合は、自主的に応援活動を実施するものとする。

3 甲又は乙は、前項の自主的な応援活動のため職員を派遣する場合は、派遣職員に自ら消費又は使用する物資等を携行させるよう努めなければならない。

4 第2項の自主的な応援活動のため職員を派遣した場合は、相手方の自治体から第3条の規定に基づく派遣要請があったものとみなす。

#### （応援に要した経費の負担）

第9条 第2条、第3条、第5条及び前条第4項の応援に要した経費は要請を行った自治体が負担するものとし、その額については甲乙協議して定める。

2 応援の要請を行った自治体が前項に規定する経費を支弁する暇もなく、立替支弁を要請した場合は、相手方の自治体が、一時立替支弁するものとする。

3 派遣職員が第7条第2項の指揮のもと、活動中に負傷、疾病又は死亡した場合における公務災害補償に要する経費は、派遣を行った自治体の負担とする。

4 派遣職員が業務上第三者に損害を与えた場合において、その損害が応援業務の従事中に生じたものについては、派遣を要請した自治体が、派遣を要請した自治体への往復の途中において生じたものについては、派遣を行った自治体はその賠償の責めを負う。

#### （連絡担当部局）

第10条 相互応援のための窓口として連絡担当部局を定め、連絡責任者を置くものとする。

#### （情報の交換）

第11条 本協定に基づく応援が円滑に行われるよう地域防災計画その他必要な資料を相互に交換するとともに、災害対策に係る情報を随時共有し、災害対策について研究するものとする。

#### （有効期間）

第12条 本協定の有効期間は、協定締結の日から平成25年3月31日までとする。ただし、この期間満了の3ヶ月前までに、甲乙のいずれからも異議の申し出がない場合は、本協定は更に1年間期間を延長するものとし、以降も同様とする。

#### （協議）

第13条 本協定に定めのない事項及び本協定に定める事項に関し疑義が生じた場合は、その都度甲乙協議の上、決定するものとする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙がそれぞれ署名の上、各1通を保有する。

平成24年8月27日

## 災害応急対策活動の相互応援に関する協定書

### (趣旨)

第1条 この協定は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号。以下「法」という。）第67条第1項の規定に基づき、石川県輪島市と山口県萩市のいずれかの区域内で災害（法第2条第1号に規定する災害をいう。）が発生した場合において、相互の応援・協力し、応急処置を実施することについて必要な事項を定めるものとする。

### (応援の種類等)

第2条 応援の種類及び内容は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 食糧、飲料水及び生活必需物資の供給並びにその供給に必要な資機材の提供
- (2) 被災者の救出、医療、防疫並びに施設の応急復旧に必要な資機材及び物資の提供
- (3) 救援及び救助活動に必要な車両等の提供
- (4) 救護、医療、防疫及び応急復旧活動に必要な職員（以下「応援隊」という。）の派遣
- (5) ボランティアのあっせん
- (6) 児童生徒の受入れ
- (7) 被災者に対する住宅のあっせん
- (8) 前各号に掲げるもののほか、特に要請のあった事項

### (応援要請の手続き)

第3条 応援を要請する市（以下「被災市」という。）は、次に掲げる事項を明らかにし、文書により要請するものとする。ただし、緊急を要する場合は、電話等により応援を要請した後、速やかに文書を提出するものとする。

- (1) 被害の状況
- (2) 前条第1号から第3号までに掲げる応援を要請する場合にあつては、物資等の品目及び数量
- (3) 前条第4号に掲げる応援を要請する場合にあつては、職員の職種、人員及び現場での従事内容
- (4) 応援場所、応援場所への経路及び現場付近の状況
- (5) 応援の期間
- (6) 前各号に掲げるもののほか、必要な事項

### (応援の実施)

第4条 応援の要請を受けた市は、当該応援の要請に対し、応援を行うことができない正当な理由がない限り、応ずるものとする。

- 2 災害発生時、被災市との連絡がとれない場合で、必要と認めるときは、自主的に職員を派遣し、被災市の情報収集を行うとともに、収集した情報に基づき第2条に掲げる応援を実施することができるものとする。

### (経費の負担)

第5条 応援に要した経費は、原則として、被災市の負担とする。ただし、これによりがたい場合は、両市が協議のうえ定めるものとする。

### (応援隊の指揮)

第6条 応援隊の指揮は、被災市長または被災市長が指定した者が応援隊の長に対して行うものとする。

- 2 第2条第4号の実施について、被災市長は、安全管理を徹底し、二次災害の防止に努めるものとする。

(連絡担当部局)

第7条 協定市は、あらかじめ相互応援のための連絡担当部局を定め、災害が発生した際には、速やかに相互に情報交換を行うものとする。

(その他)

第8条 この協定の実施に関し必要な事項及びこの協定に定めのない事項については、両市が協議のうえ定めるものとする。

(施行期日)

第9条 この協定は、締結の日から施行する。

この協定の締結を証するため、この協定書2通を作成し、両者署名押印のうえ、各1通を保有するものとする。

平成24年11月21日

## 災害発生時における輪島市と輪島市内郵便局の協力に関する協定

輪島市（以下「甲」という。）と輪島市内郵便局（以下「乙」という。）は、輪島市内に発生した地震その他による災害時において、甲及び乙が相互に協力し、必要な対応を円滑に遂行するために次のとおり協定する。

### （定義）

第1条 この協定において、「災害」とは、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に定める被害をいう。

### （協力要請）

第2条 甲及び乙は、輪島市内に災害が発生し、次の事項について必要が生じた場合は、相互に協力を要請することができる。

(1) 緊急車両等としての車両の提供

（車両を所有する場合に限る。ただし、郵便配達用車両は除く。）

(2) 甲又は乙が収集した被災者の避難所開設状況及び被災者の同意の上で作成した避難先リスト等の情報の相互提供

(3) 郵便局ネットワークを活用した広報活動

(4) 災害救助法適用時における郵便業務に係る災害特別事務取扱及び援護対策

ア 災害地の被災者に対する郵便葉書等の無償交付

イ 被災者が差し出す郵便物の料金免除

ウ 被災地宛て救助用郵便佛等の料金免除

エ 被災者宛て寄付金を内容とする郵便物の料金免除

(5) 乙が郵便物の配達等の業務中に発見した道路等の破損状況の甲への情報提供

(6) 避難所における臨時の郵便差出箱の設置及び郵便局社員による郵便佛の収集・交付等並びにこれらを確実にを行うための必要な事項<sup>(注)</sup>

(7) 株式会社ゆうちょ銀行の非常払及び株式会社かんぽ生命保険の非常取扱い

(8) 前各号に掲げるもののほか、要請のあったもののうち協力できる事項

(注) 避難者情報確認シート(避難先届)又は転居届の配布・回収を含む。

### （協力の実施）

第3条 甲及び乙は、前条の規定により要請を受けたときは、その緊急性に鑑み、業務に支障のない範囲内において協力する者とする。

### （経費の負担）

第4条 第2条に規定する協力要請に対して、協力した者が要した経費については、法令その他に別段の定めがあるものを除くほか、適正な方法により算出した金額を、要請した者が負担する。

2 前項の規定により、負担すべき金額は、適正な方法により算出するものとし、甲乙協議の上、決定するものとする。

### （災害情報連絡体制の整備）

第5条 甲及び乙は、安否情報等の連絡体制を整備するため、その方策について協議するものとする。

(情報の交換)

第6条 甲及び乙は、沿おう後の防災計画の状況、協力要請事項に関し、必要に応じて情報交換を行う。

(連絡責任者)

第7条 この協定に関する連絡責任者は、それぞれ次のとおりとする。

甲 輪島市総務部 防災対策課長

乙 日本郵便株式会社 輪島郵便局総務部 課長

(協議)

第8条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じた場合は、両者で協議し決定する。

(有効期間)

第9条 この協定の有効期間は、平成27年8月27日から平成28年3月31日までとする。ただし、甲又は乙から書面による解約の申し出がないときは、有効期間最終日から起算し、さらに翌年度も効力を有するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙双方が押印の上、各自1通を保有する。

平成27年8月27日

## 災害時における飲料水の供給に関する協定書

輪島市（以下「甲」という。）と北陸コカ・コーラボトリング株式会社（以下「乙」という。）とは、次の条項により、災害発生時における飲料水の供給に関する協定を締結する。

### （要請）

第1条 輪島市内に災害が発生し、又は発生するおそれがあり、かつ、甲の対策本部が設置された場合において、甲が飲料水を調達する必要があると認めるときは、甲は、乙に対し飲料水の供給を要請し、乙は、当該要請に基づき飲料水を供給する。

なお、飲料水を調達する必要があると認められるときとは、次に掲げる場合をいう。

- (1) 災害による断水又は避難等により被災した住民に飲料水を供給する必要があるとき。
- (2) その他、甲が必要と認めるとき。

### （供給飲料水の範囲及び対価等）

第2条 乙が甲の要請に基づき供給する飲料水及びその対価は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 乙は、第4条に基づき設置したメッセージボード搭載の地域貢献型自動販売機（以下「地域貢献型自動販売機」という。）内の飲料水を甲に無償提供する。
- (2) 乙は、甲の必要とする数量の飲料水を優先的に供給する。供給場所は、避難所等甲の指定する場所とする。なお、供給される飲料水の対価は、災害発生前の適正な価格を基準とし、甲、乙協議の上決定するものとする。

2 甲は、住民への情報提供のため、災害発生の有無に関わらず、地域貢献型自動販売機のメッセージボードを使用することができるものとする。

### （要請の方法）

第3条 甲が乙に飲料水の供給の要請を行うときは、原則文書により行うものとする。ただし緊急を要するときは、電話その他の方法で要請し、事後速やかに文書を提出するものとする。

2 大規模地震等の災害により通信手段が途絶し、甲から乙への連絡が不能となったときは、甲は、乙に対し要請を行うことなく、前条第1項第1号の飲料水を使用することができるものとする。ただし、通信が回復した後、速やかに乙に連絡を行うものとする。

### （地域貢献型自動販売機の設置、撤去及び増設）

第4条 乙は、甲の要請に基づき、地域貢献型自動販売機を、甲の指定する場所に設置するものとする。

なお設置の際は、転倒防止に十分注意するものとする。

2 地域貢献型自動販売機の撤去及び増設については、甲、乙協議の上決定するものとする。

### （緊急車両の指定）

第5条 甲は、乙が甲の要請に基づき飲料水の運搬を行うときは、乙が使用する車両を緊急通行車両と



するよう配慮するものとする。

(協定の有効期間)

第6条 この協定の有効期間は、平成20年3月24日から平成21年3月23日までとする。なお、この有効期間の満了日の1ヶ月前までに甲、乙いずれからも協定解除の意思表示がない場合は更に一箇年延長させるものとし、その後も同様とする。

(疑義の決定)

第7条 この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義があるときは、甲、乙協議の上、決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成20年5月12日

## 災害時における物資の供給に関する協定書

輪島市（以下「甲」という。）と株式会社ファミリーマート（以下「乙」という。）とは、輪島市内に地震・風水害その他の大規模災害等、又は武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成 16 年法律第 112 号）に定める武力攻撃災害（緊急対処事態における災害を含む。）が発生し、又は発生のおそれがある場合（以下「災害時」という。）において、被災住民等を救助するための物資（以下「物資」という。）の供給に関し、次のとおり協定を締結する。

### （要請）

第 1 条 甲は、次に掲げる場合において、物資を供給する必要があるときは、乙に対し、乙の供給・製造が可能な範囲内で物資の供給を要請することができる。

- (1) 甲が災害対策本部を設置し、甲の地域に災害救助法が適用されるなど住民避難が大規模かつ長時間に及ぶことが予想されるとき、又は国民保護対策本部（緊急対処事態対策本部を含む。）が設置されたとき。
- (2) その他、物資の供給について、乙の支援が必要なとき。

### （供給物資の範囲）

第 2 条 甲が乙に供給を要請する物資は、次に掲げるもので、要請時点で乙が調達・製造が可能な物資とする。

- (1) 食料品
- (2) 飲料水
- (3) 日用品
- (4) その他甲が指定する物資

### （要請の方法）

第 3 条 第 1 条の要請は、「物資発注書」をもって行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、電話又はその他の方法をもって要請し、その後速やかに文書を送付するものとする。

### （物資の運搬、引渡し）

第 4 条 物資の引渡し場所は、甲が状況に応じ、指定するものとし、引渡し場所までの物資の運搬は、原則として乙が行うものとする。ただし、乙の運搬が困難な場合は、甲又は甲の指定する者が行うものとする。

### （費用）

第 5 条 乙が供給した物資の対価は、甲の負担とする。また、引渡し場所までの運搬に係る費用は、甲が負担する。

- 2 乙が供給した物資の価格は、災害発生直前の乙の店舗での販売推奨価格（災害発生前の取引については取引時の販売価格）とする。

### （費用の支払い）

第 6 条 甲が引き取った物資等の費用は、乙から請求後 1 ヶ月以内に、甲から乙に支払うものとする。

### （連絡責任者の報告）

第 7 条 甲及び乙は、この本協定の成立にかかる連絡責任者を協定締結後速やかに「連絡責任者届」により相手方に報告するものとし、変更があった場合には直ちに相手方に報告するものとする。

(車両の通行)

第8条 甲は、乙が物資を運搬及び供給する際には、車両を緊急又は優先車両として通行できるように支援するものとする。

(平常時の活動)

第9条 甲及び乙は、この協定に定める事項を円滑に推進するため、平素から情報交換を行うものとし、乙は甲が行う防災訓練への参加に努めるなど防災意識を高め緊急時に備えるものとする。

(その他)

第10条 乙は、自己の加盟店又は関係者（配送業者等）に最大限の努力をもってこの協定を履行するよう求めるが、フランチャイズ契約等の制限から、強制することが困難な事情がある場合、甲は、乙がこの協定を履行することができないことがあることを承諾する。

(協議)

第11条 この協定に定めない事項については、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

(効力)

第12条 この協定の有効期間は、協定を締結した日から1年間とする。ただし、有効期間満了日までに、双方いずれからも解約の意思表示がないときは、更新されたものとし、以降も同様とする。

(解約)

第13条 この協定を解約する場合は、甲乙いずれか一方が解約日1ヶ月前までに書面により相手方に通知するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

平成28年9月1日

## 災害時における物資供給に関する協定書

輪島市（以下「甲」という。）とNPO法人コメリ災害対策センター（以下「乙」という。）は、災害時における物資の供給に関し、次のとおり協定を締結する。

### （趣旨）

第1条 この協定は、地震、風水害その他の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）において、甲が乙と協力して、物資を迅速かつ円滑に被災地へ供給するために必要な事項を定めるものとする。

### （協定事項の発効）

第2条 この協定に定める災害時の協力事項は、原則として甲が、災害対策本部を設置し、乙に対して要請を行ったときをもって発動する。

### （供給等の協力要請）

第3条 甲は、災害時において物資を調達する必要があると認めるときは、乙に調達可能な物資の供給を要請することができる。

### （調達物資の範囲）

第4条 甲が、乙に供給を要請する物資の範囲は、次に掲げるもののうち、乙が調達可能な物資とする。

- (1) 別表に掲げる物資
- (2) その他甲が指定する物資

### （要請の方法）

第5条 第3条の要請は、調達する物資名、数量、規格、引渡場所等を記載した文書をもって行うものとする。ただし、文書をもって要請するいとまがないときは、電話等で要請し、その後速やかに文書を交付するものとする。

### （物資の供給の協力）

第6条 乙は、前条の規定により甲から要請を受けたときは、物資の優先供給に努めるものとする。

2 乙は、物資の供給を実施したときは、その供給の終了後速やかにその実施状況を報告書により甲に報告するものとする。

### （引渡し等）

第7条 物資の引渡場所は、甲が指定するものとし、その指定地までの運搬は、原則として乙が行うものとする。ただし、乙が自ら運搬することができない場合は、甲が定める 輸送手段により運搬するものとする。

2 甲は、乙が前項の規定により物資を運搬する車両を優先車両として通行できるよう配慮するものとする。

### （費用の負担）

第8条 第6条の規定により、乙が供給した物資の代金及び乙が行った運搬等の経費は、甲が負担するものとする。

2 前項に規定する費用は、災害発生直前における小売価格等を基準とし、甲と乙が協議の上速やかに決定する。

(費用の支払い)

第9条 物資の供給に要した費用は、乙の請求により、甲が支払うものとする。

2 甲は、前項の請求があったときは、その内容を確認し、速やかに費用を乙に支払うものとする。

(情報交換)

第10条 甲と乙は、平常時から相互の連絡体制及び物資の供給等についての情報交換を行い、災害時に備えるものとする。

(協議)

第11条 この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義が生じたときは、甲乙協議の上決定するものとする。

(有効期間)

第12条 この協定は、協定締結の日から効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を有するものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

平成23年3月28日

## 災害時における支援協力に関する協定書

輪島市（以下「甲」という。）と生活協同組合コープいしかわ（以下「乙」という。）とは、次のとおり災害時における支援協力に関する協定を締結する。

### （目的）

第1条 この協定は、地震、津波、土砂災害、水害、その他大規模な災害（以下「災害」という。）が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）において、甲から乙に対して行う支援協力の要請に関し、その手続等について定めるとともに、乙による市民に対する防災意識向上等に関する活動について定め、もって災害応急対策を円滑に実施することを目的とする。

### （協力要請）

第2条 甲は、災害時において、食料、飲料水等の生活物資等が必要と認めるときは、乙に対し、これらの供給について協力を要請することができる。

2 甲は、災害時において、必要と認めるときは、乙に対して、甲が保有する物資等の輸送業務について協力を要請することができる。

3 甲は、平常時において、乙に対して、災害に関する啓発活動、訓練等の参加について協力を要請することができる。

### （協力の実施）

第3条 乙は、甲から前条の規定による要請を受けたときは、可能な限り協力するものとする。

### （要請の方法）

第4条 甲は、生活物資等の供給を受けようとするときは、文書により乙に要請するものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭又は電話により要請し、その後、速やかに文書を提出するものとする。

2 甲と乙は、災害時における連絡体制及び連絡方法等について事前に定めておくものとし、災害時において支障をきたさないよう常に点検、改善に努めるものとする。

### （生活物資等の供給）

第5条 生活物資等の供給は、甲が指定する場所に品目、数量等を明確にして、乙が責任を持って運搬するものとする。

### （費用の負担）

第6条 乙が供給した生活物資等の費用及び甲が要請した物資等の輸送に係る費用については、甲が負担するものとする。

### （物資等の価格）

第7条 生活物資等の価格及び甲が要請した物資等の輸送に係る費用は、災害が発生する直前における適正な価格とする。

### （生活物資等の安定供給）

第8条 乙は、災害時にその組織、施設及び機能を最大限に活用するほか、石川県内及び県外を事業区域とする生協との間での連携を強化し、生活物資等の安定供給に努めるものとする。

(情報の提供)

第9条 甲は、災害時において、市民に対する生活物資等の配布場所、品目等の情報提供に努め、乙は、それに協力する。

2 甲及び乙は、災害時において被災地域、被災状況等について、情報交換に努めるものとする。

3 乙は、市民に対する防災意識の向上及び減災への取組みを推進するため、甲の協力のもと、平常時から防災等に関する情報提供及び啓発活動に努めるものとする。

(変更及び有効期間)

第10条 甲又は乙は、この協定の内容を変更し、又はこの協定を解除しようとするときは、変更又は解除しようとする1ヶ月前までに、相手側に対し、文書により通知し、甲乙協議の上、その内容について決定するものとする。

2 この協定は、前項の規定により決定する解除の日まで、その効力を有するものとする。

(協議)

第11条 この協定の解釈に疑義を生じた場合及びこの協定に定めない事項については、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

この協定の成立を証するため本書を2通作成し、甲乙それぞれ記名押印の上、各自1通を保有する。

平成25年3月21日

## 災害時における物資供給及び貸与に関する協定書

輪島市(以下「甲」という。)と\_\_\_\_\_ (以下「乙」という。)は、災害時における物資の供給及び貸与に関し、次のとおり協定を締結する。

(趣旨)

第1条 この協定は、地震、風水害その他の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合(以下「災害時」という。)において、甲が乙と協力して、物資を迅速かつ円滑に被災地へ供給するために必要な事項を定めるものとする。

(協定事項の発効)

第2条 この協定に定める災害時の協力事項は、原則として甲が、災害対策本部を設置し、乙に対して要請を行ったときをもって発効する。

(供給等の協力要請)

第3条 甲は、災害時において物資を調達する必要があると認めるときは、乙に調達可能な物資の供給及び貸与を要請することができる。

(調達物資の範囲)

第4条 甲が、乙に供給及び貸与を要請する物資の範囲は、次に掲げるもののうち、乙が調達可能な物資とする。

- (1) 別表に掲げる物資
- (2) その他甲が指定する物資

(要請の方法)

第5条 第3条の要請は、調達する物資名、数量、規格、引渡場所等を記載した文書をもって行うものとする。ただし、文書をもって要請するいとまがないときは、電話等で要請し、その後速やかに文書を交付するものとする。

(物資の供給等の協力)

第6条 乙は、前条の規定により甲から要請を受けたときは、物資の優先供給及び優先貸与に努めるものとする。

(納入等)

第7条 物資の納入場所は、甲が指定する避難所又は福祉避難所とし、その指定地までの運搬は、原則として乙が行うものとする。ただし、乙が自ら運搬することができないときは、甲が定める運送手段



により運搬するものとする。

- 2 甲は、乙が前項の規定により物資を運搬する車両を優先車両として通行できるよう配慮するものとする。

(費用の負担)

第8条 第6条の規定により、乙が供給及び貸与した物資の代金及び乙が行った運搬等の経費は、甲が負担するものとする。

- 2 前項に規定する費用は、災害発生直前における小売価格を基準とし、甲と乙が協議の上速やかに決定する。

(費用の支払い)

第9条 物資の供給及び貸与に要した費用は、乙の請求により、甲が支払うものとする。

- 2 甲は、前項の請求があったときは、その内容を確認し、速やかに費用を乙に支払うものとする。

(情報交換)

第10条 甲と乙は、平常時から相互の連絡体制及び物資の供給等についての情報交換を行い、災害時に備えるものとする。

(協議)

第11条 この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義が生じたときは、甲乙協議の上決定するものとする。

(有効期間)

第12条 この協定は、協定締結の日から効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を有するものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

平成25年3月25日

協定締結先： 有限会社 ライフサポート  
                  有限会社 ケアドゥ  
                  株式会社 森谷寝具店

別表

災害時における応急対応可能な福祉用具

区分

	分類	主な品種
供給	日用品等 設置物品等	紙おむつ、紙パンツ、尿とりパッド等 介護ウェット等の「ウェット拭きもの類」 腰掛便座 腰掛便座用パーテーション 特殊尿器 入浴補助具 簡易浴槽 その他日用品等
貸与	設置物品等	車いす、車いす付属品 特殊寝台、特殊寝台付属品 寝具一式 床ずれ防止用具 体位変換器 手すり スロープ 歩行器、歩行補助つえ 認知症高齢者徘徊感知器

## 災害時におけるレンタル機材の提供に関する協定書

輪島市（以下「甲」という。）と株式会社ヨシカワ（以下「乙」という。）は、災害時における物資の提供に関し、次のとおり協定を締結する。

### （目的）

第1条 この協定は、輪島市内に地震等の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）において、甲が災害応急対策を実施するに当たり、乙がその保有するレンタル機材を提供することについて、必要な事項を定めるものとする。

### （協定事項の発効）

第2条 この協定に定める災害時のレンタル機材の提供は、原則として、甲が災害対策本部を設置し、乙に対して要請を行ったときをもって発動する。

### （提供の要請）

第3条 甲は、災害時においてレンタル機材を必要とするときは、乙に対して、乙の所有する仮設トイレ、発電機その他のレンタル機材（以下「保有機材」という。）の提供を要請するものとする。

2 前項の規定による要請は、文章をもって行うものとする。ただし、文章をもって要請するいとまがないときは、口頭で要請し、後日速やかに文章を提出するものとする。

### （保有機材の提供の協力）

第4条 乙は、前条の規定により甲の要請を受けたときは、保有機材の優先的な提供に努めるものとする。

2 乙は、保有機材の提供を実施したときは、速やかにその実施状況を報告書により甲に報告するものとする。

3 乙は、甲の要請に的確に対応するため、保有機材の提供可能な体制を保持するものとする。

### （引渡し等）

第5条 保有機材の引渡し場所は、甲が指定するものとし、その指定地までの搬送は、原則として乙が行うものとする。ただし、乙が自ら運搬することが出来ない場合は、甲が定める輸送手段により運搬するものとする。

2 甲は、当該引渡し場所に職員を派遣し、当該保有機材を確認の上、引渡しを受けるものとする。

3 甲は、乙が第2項の規定により保有資材を運搬する車両を優先車両として通行できるよう配慮するものとする。

### （費用の負担）

第6条 乙が提供した保有資材の費用及び運搬に係る費用は、甲が負担するものとする。この場合において、当該費用は、乙の通常価格により算出した額とする。

(費用の支払)

第7条 保有資材の提供に要した費用は、乙の請求により、甲が支払うものとする。

2 甲は、前項の請求があったときは、その内容を確認し、速やかに費用を乙に支払うものとする。

(連絡窓口)

第8条 甲及び乙は、この協定に定める連絡窓口となる部署について協定締結後速やかに相手方に報告するものとし、変更があった場合においても同様に報告するものとする。

(協議)

第9条 この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義が生じたときは、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

(有効期限)

第10条 この協定は、協定締結の日から効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を有するものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

平成27年8月27日

## 災害時における畳の提供に関する協定書

輪島市（以下「甲」という。）と5日で5000枚の約束。プロジェクト実行委員会（以下「乙」という。）は、畳の提供に関し、次のとおり協定を締結する。

### （趣旨）

第1条 この協定は、輪島市内で地震、風水害その他の災害が発生した場合（以下「災害時」という。）に、甲の要請に応じ、乙が避難所等で使用する畳を提供することについて、必要な事項を定めるものとする。

### （災害時の要請）

第2条 甲は、災害時に畳の提供を受けようとするときは、必要な畳の数量、受領の日時、場所等を指定して、文書により要請を行うものとする。ただし、文書により要請を行ういとまがないときは、乙に対し口頭で提供を要請し、事後、速やかに文書により要請を行うものとする。

### （提供の実施）

第3条 乙は、前条の規定に基づき甲の要請を受けたときは、可能な範囲において、畳の提供に努めるものとする。

2 次に掲げる作業については、その都度甲乙協議の上、協力して行うものとする。

（1）避難所等までに畳の輸送

（2）利用後の畳の処理

### （費用の負担）

第4条 乙が甲に提供する畳に係る費用は無償とし、その他畳の提供にあたり生じる費用は、甲乙協議して定めるものとする。

### （情報の交換）

第5条 甲及び乙は、この協定に定める事項を円滑に実施するため、平素から情報交換を行い、災害時に備えるものとする。

### （連絡責任者）

第6条 甲及び乙は、この協定に定める事項を円滑に実施するため、甲乙双方の連絡先、連絡責任者及び担当者を別途定めるものとする。なお、連絡先等の内容に変更が生じた場合は、速やかに相手方に報告するものとする。

### （協議事項）

第7条 この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義が生じたときは、甲乙協議の上、決定するものとする。

(有効期限)

第8条 この協定は、締結の日から効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を有するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

平成27年8月27日

## 災害時における緊急用燃料の供給に関する協定書

輪島市（以下「甲」という。）と社団法人石川県エルピーガス協会鳳輪支部（以下「乙」という。）は、次のとおり災害時における緊急用燃料の供給に関する協定を締結する。

### （趣旨）

第1条 本協定は、輪島市内において地震、風水害その他の災害（以下「災害」という。）が発生し、公共施設の応急復旧、避難所開設等における緊急用燃料として、液化石油ガス等（燃焼器を使用するために必要な設備を含む。以下「L P ガス等」という。）の使用を必要とする場所において、L P ガス等の安定供給を図るために必要な事項を定めるものとする。

### （応援の要請）

第2条 甲は、災害時において避難所等へのL P ガス等の供給を受ける必要があると認めるときは、文書により、乙に対して次に掲げる事項を明示して供給を要請するものとする。ただし、緊急を要する場合は電話等により要請し、事後速やかに文書を提出するものとする。

- (1) 必要とするL P ガス等の内容及び数量
- (2) L P ガス等を必要とする場所
- (3) L P ガス等の使用目的及び使用期間
- (4) その他参考となる事項

### （応援の実施）

第3条 乙は、前条の規定により応援の要請を受けた場合には、やむを得ない事由のない限りこれに応じ、L P ガス等の優先供給に努めるものとする。

### （報告）

第4条 乙は、前条の規定に基づく供給を完了した場合は、甲に対し文書をもって速やかに次に掲げる事項を報告するものとする。ただし、やむを得ない事由がある場合は電話等により報告し、事後速やかに文書を提出するものとする。

- (1) 供給したL P ガス等の容器別の数量
- (2) その他必要な事項

### （連絡責任者）

第5条 第2条の規定に基づく応援の要請に関する事項の伝達及びこれに関する連絡を円滑に行うため、甲においては輪島市総務部防災対策課長を、乙においては財団法人石川県エルピーガス協会鳳輪支部長をそれぞれの連絡責任者とする。

2 乙は、乙の連絡責任者を変更したときは遅滞なくその氏名及び連絡先を甲に報告するものとする。

(LPガス等の撤去)

第6条 LPガス等の撤去については、甲の連絡責任者から乙の連絡責任者に対して連絡するものとする。

2 乙は、甲から前項の連絡があった場合はLPガス等の撤去を行うものとする。

(経費の負担)

第7条 第3条の規定による応援のために要する経費は、甲が負担する。

2 前項の経費は、災害発生直前における通常の価格を基礎として、甲乙協議の上算出するものとする。

(経費の支払い)

第8条 前項の規定による経費は、第3条の規定による応援が完了した後において乙から甲に対して請求するものとし、甲は請求のあった日から30日以内に支払うものとする。ただし、甲が期日内に支払うことができない特別の事由がある場合は、この限りではない。

(有効期限)

第9条 本協定の有効期間は、協定締結の日から平成24年3月31日までとする。ただし、甲、乙いずれからも期間満了の1か月前までに解除の申し出がない場合は、期間満了の日の翌日から1年間有効期間を延長するものとし、以後この例による。

(協議)

第10条 この協定に定めない事項及びこの協定の実施に関して必要な事項は、甲乙協議して定めるものとする。

平成23年9月30日



## 災害等発生時における一時避難所の設置運営に関する協定

輪島市（以下「甲」という。）と高橋章夫（以下「乙」という。）は、災害等発生時に、乙が所有するライフサービスたかはし多目的ホール（以下「施設」という。）を、甲が一時避難所として使用することについて、次のとおり協定を締結する。

### （趣旨）

第1条 この協定は、輪島市地域防災計画に基づき、災害等発生時に甲が設置する避難所が不足した場合又は避難所まで避難できない住民が発生した場合に、施設を一時避難所として使用することに関し必要な事項を定めるものとする。

### （使用依頼）

第2条 甲は、輪島市地域防災計画に基づき、災害等発生時に施設を使用する必要があると認めた場合は、乙に対して、一時避難所としての使用を依頼するものとする。

2 乙は、前項の規定により甲から依頼を受けた場合は、直ちに施設を開放し、使用可能状態にするものとする。

3 乙は、やむを得ない事情により、甲の依頼を受け入れることができない場合は、それを拒否することができる。

### （管理運営）

第3条 一時避難所としての施設の管理運営は甲が行うものとし、乙はこれに協力するものとする。

### （管理運営の期間）

第4条 この協定における一時避難所の管理運営の期間は、災害等発生時から一般の避難所で住民の受入れが可能となる期間までとする。ただし、特段の事情がある場合はこの限りではない。

### （費用等）

第5条 施設の使用料は、無料とする。

2 乙は、光熱水費等について事前に甲と協議の上、実費相当を請求することができるものとする。

3 甲は過失により施設又は施設内の備品を損傷した場合は甲の費用で修理し、備品が修理不能な場合は同等品を乙に弁償するものとする。

### （協定の有効期間）

第6条 この協定の有効期間は、この協定を締結した日から平成22年3月31日までとする。ただし、この協定の期間終了の日の1箇月前までに、甲又は乙から何らかの申出がない場合は、更に1年間延長されたものとみなし、以後も同様とする。

### （疑似の決定）

第7条 この協定に定める事項又はその他必要な事項について疑似が生じた場合は、甲、乙協議の上、決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

平成21年3月16日

## 災害発生時における福祉避難所の設置運営に関する協定

輪島市（以下「甲」という。）と\_\_\_\_\_（以下「乙」という。）は、災害発生時において、身体等の状況が特別養護老人ホーム、老人短期入所施設等へ入所するに至らない程度のものであって、避難所での生活において特別な配慮を要するもの（以下「要援護者等」という。）を受け入れるための福祉避難所について、次のとおり協定を締結する。

### （目的）

第1条 この協定は、災害発生時、乙の運営する福祉施設内において、福祉避難所を設置し、要援護者等を当該避難所に避難させることにより、要援護者等が日常生活に支障なく避難生活を送ることができることを目的とする。

### （管理運営）

第2条 乙は、福祉避難所の設置運営にあつては、第4条第1項各号に掲げる費用等に関する届出（別記様式）を作成し、これを甲に提出するとともに、次に掲げる業務を履行するものとする。

- (1) 要援護者等への相談等に応じる介助員等の配置及び福祉避難所に避難した要援護者等の日常生活上の支援
- (2) 要援護者等の状況の急変等に対応できる体制の確保
- (3) 福祉避難所の設置運営に係る実績報告及び費用に係る毎月の請求（第4条第1項第3号に掲げるものについては、領収書を添付すること。）

### （管理運営の期間）

第3条 この協定における福祉避難所の管理運営の期間は、災害発生時から一般の避難所が閉鎖するまでの期間とする。ただし、特段の事情のあるときはこの限りでない。

### （費用等）

第4条 甲は、乙に対し、福祉避難所の管理運営に要した費用であつて、次に掲げるものについて支払をするものとする。

- (1) 介助員等に要する人件費（夜勤、宿直等に要する費用を含む。）
  - (2) 要援護者等に要する食費
  - (3) その他オムツ代等の乙が直接支払を行ったものに要した費用
- 2 前項各号に掲げるもののほか、洗濯機や乾燥機などの備品等については、事前に甲に了承を得て購入するものとし、その請求は当該備品等の販売事業者が甲へ直接行うよう指示するものとする。

### （協力体制）

第5条 乙は、福祉避難所の介助員等に不足を生じると判断したときは、速やかに甲に連絡しなければならない。この場合において、甲は、乙以外の協定を締結している法人（以下「協定締結法人」という。）に対し協力要請を行い、乙以外の協定締結法人は当該協力要請に応えるものとする。

### （要援護者等の受入れ等）

第6条 甲は、輪島市地域包括支援センター等において福祉避難所での避難生活が必要であると判断した要援護者等を紹介し、乙はこれを受け入れるものとする。この場合において、要援護者等は、可能な限り家族等の協力を得て自身の責任において福祉避難所へ避難するものとする。

(個人情報保護)

第7条 甲及び乙並びに介助員等及び協定締結法人は、福祉避難所の管理運営に当たり業務上知り得た要援護者等又はその家族等の固有の情報を漏らしてはならない。

2 前項に規定する個人情報の取扱いについては、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

(権利義務の譲渡等の制限)

第8条 乙は、この協定により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、若しくは継承させ、又はその権利を担保に供してはならない。

(関係書類の保管)

第9条 乙は、この協定に関する書類等を事業所に整備するほか、事業実施後5年間はこれを保管しなければならない。

(協定の解除)

第10条 甲は、乙がこの協定に基づく指示に違反したことにより、この協定の目的を達成することができないと認めるときは、これを解除できるものとする。

(協定締結期間)

第11条 この協定の締結期間は協定締結後1年間とし、甲乙いずれかより異議の申し立てがない限り、毎年自動更新されるものとする。

(疑義の解決)

第12条 この協定に定める事項その他業務上の必要な事項について疑義が生じた場合は、甲、乙協議の上、解決に努めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙双方記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

平成 年 月 日

別記様式（第2条関係）

福祉避難所の設置場所、介助員等に要する人件費  
及び要援護者等に要する食費に関する届出

福祉避難所の設置場所	
(1) 介助員等に要する人件費（夜勤、宿直等に要する費用を含む。） ・日勤（日給・時間給） _____ 円 / （日・時間） ・夜勤（日給・時間給） _____ 円 / （日・時間） ・宿直 _____ 円 / 回	
(2) 要援護者等に要する食費 ・朝食 _____ 円 / 食 ・昼食 _____ 円 / 食 ・夕食 _____ 円 / 食 (計) _____ 円 / 食	
(3) その他オムツ代等の乙が直接支払を行ったものに要した費用 実費相当額	

(あて先)  
輪島市長

上記のとおり届け出ます。

平成 年 月 日

所在地  
名称  
代表者職氏名

## 津波時における一時避難施設としての使用に関する協定書

津波時における一時避難施設としての使用に関し、輪島市（以下「甲」という。）と石川県（以下「乙」という。）との間において、次のとおり協定する。

（目的）

第1条 この協定書は、輪島市内に津波が発生し、又は発生するおそれがある場合における一時避難施設として、乙の所有する施設を使用することについての必要な事項を定めることを目的とする。

（使用目的）

第2条 この協定による施設使用用途は、一時避難施設とする。

（一時避難施設の使用）

第3条 乙は、次に掲げる施設（以下「使用施設」という。）を公共福祉の立場から一時避難施設として甲に使用させるものとする。

施設名称	石川県奥能登土木総合事務所
所在地	石川県輪島市河井町 22 部 1-1
所有者	石川県
構造等	鉄筋コンクリート造り 5 階建
建築年月日	平成 4 年 10 月 24 日
増改築年	なし
耐震診断	新耐震設計基準（昭和 56 年施行）適合建築物
耐震改修	新耐震設計基準（昭和 56 年施行）適合建築物

（使用範囲）

第4条 甲は、次に掲げる範囲を一時避難場所として使用するものとする。

避難場所	5 階（書庫 2 室を除く）会議室・トイレ・廊下他及び屋上部 合計 558.48 m <sup>2</sup> （別紙概略図参考）
収容人員	約 550 人（1 人/m <sup>2</sup> 目安）

（施設変更の報告）

第5条 乙は、使用施設の増改築により、当該建物の面積等に変更が生じる場合、又は何らかの事情により施設の使用が不可能となるときには、甲に連絡するものとする。

（利用の通知）

第6条 甲は、第2条の一時避難施設として利用する際、事前に乙に対してその旨を、文書又は口頭で通知しなければならない。

2 甲は、一時避難施設の使用について緊急を要するときは、前項の規定にかかわらず、乙の承認した施設を一時避難施設として利用することができる。ただし、できるだけ早い時期に、甲は乙に対し使用した旨の通知を行うものとする。

(費用負担)

第7条 施設の使用料は、無料とする。

(施設の破損時の対応)

第8条 使用施設が一時避難施設として使用された場合の施設の破損については、甲が復旧に係る費用を負担しなければならない。

(避難時の事故等に係る責任)

第9条 乙は、使用施設に地域住民が避難した際に発生した事故等に対する責任を一切負わないものとする。

(使用期限)

第10条 一時避難施設の使用期間は、強い地震を感じたとき、弱い地震であっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたとき、又は津波警報が発表されたときから、津波警報の解除等により津波のおそれなくなったときまでとする。

(一時避難施設の終了)

第11条 甲は、一時避難施設の使用を終了する際は、一時避難施設使用終了届を提出しなければならない。

(洪水等への準用)

第12条 この協定の規定は、洪水、高潮等の浸水被害が発生し、又は発生するおそれのある場合であって、地域住民を避難させなければならないときに準用する。

(協議)

第13条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じたときは、その都度、甲乙双方が協議して定めるものとする。

(有効期間)

第14条 この協定の締結期間は、協定の日から平成27年3月31日までとする。

2 この協定は、前項の締結期間の終了の日の1月前までに、甲乙いずれからも申出がない場合は、期間満了の日の翌日から3年の期間により更新されるものとし、以降も同様とする。

上記協定の証として、協定書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

平成24年3月25日

## 津波発生時における緊急一時避難施設としての使用に関する協定書

輪島市長 梶文秋（以下「甲」という。）と金沢地方法務局長 伊藤洋一及び石川労働局長磯部隆文（以下「乙」という。）は、津波が発生し又は発生するおそれがある等、地域住民が緊急に避難しなければならないときに、乙が入居する施設を地域住民の緊急避難施設（以下「津波一時避難施設」という。）として使用することについて、次のとおり協定を締結する。

### （目的）

第1条 乙は、乙が入居する次に掲げる施設（以下「対象施設」という。）を津波一時避難施設として、地域住民等に使用させるものとする。

- (1) 所在地 石川県輪島市鳳至町畠田99番地3
- (2) 所有地 法務省
- (3) 名称 輪島地方合同庁舎
- (4) 構造等 鉄筋コンクリート造4階建
- (5) 使用場所 別添庁舎平面図の黄色塗りの部分（1階から4階までの廊下等 383.29 m<sup>2</sup>及び屋上 419.96 m<sup>2</sup>）の合計 803.25 m<sup>2</sup>（約 803 人収容可能）

### （使用期間）

第2条 対象施設の使用期間は、緊急に避難が必要な津波が発生し、又は発生するおそれがあるときはから、乙及び地域住民等が津波一時避難施設としての役割の終了を確認したときまでとする。

### （目的外使用の禁止）

第3条 甲は、第1条に定める目的以外に使用しないものとし、使用場所以外の場所には立ち入らないこととする。

### （費用負担）

第4条 施設の使用料は無料とする。

### （現状回復義務）

第5条 甲は、使用期間を終えたときは、対象施設を現状に回復しなければならない（地震、津波等の災害により損傷した部分を除く。）この際、対象施設が津波一時避難施設として使用された場合の施設の破損については、甲が復旧に係る費用を負担するものとする。

### （管理者責任）

第6条 乙は、対象施設に地域住民等が避難した際に、対象施設内において発生した事故等に対する責任を一切負わないものとする。

### （有効期限）

第7条 この協定は、協定の日からその効力を有するものとし、甲乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を持続するものとする。

(協議事項)

第8条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じた事項については、その都度、甲乙が協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書3通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成24年3月22日



## 津波時における建築物の一時使用に関する協定書

輪島市（以下、「甲」という。）とルートインジャパン株式会社（以下、「乙」という。）は、津波が発生し、又は発生するおそれがある場合における乙の運営する施設の一時使用について、次のとおり協定を締結する。

### （目的）

第1条 この協定は、輪島市内に津波が来襲し、または来襲するおそれのある場合における一時避難施設として、乙の運営する施設の近隣住民（以下、「近隣住民」という。）が当該施設を使用することについて、必要な事項を定めることを目的とする。

### （一時避難施設の使用）

第2条 乙は、次に掲げる施設（以下、「本件施設」という。）を近隣住民の一時避難施設として甲に使用させるものとする。なお、本件施設のうち使用可能な場所は、原則として客室以外の廊下等の共用部分とする。

施設名称	ホテルルートイン輪島
所在地	石川県輪島市マリンタウン1-2

2 甲は、本件施設の使用方法及び立入可能範囲等については、緊急の場合を除き、乙の係員の指示に従うものとする。

### （施設変更等の通知）

第3条 乙は、本件施設の増改築等により本件施設が使用できなくなる等変更が生じたときは、甲にその旨通知するものとする。

### （一時使用の開始等）

第4条 甲は、輪島市内に津波警報が発表されたとき、津波来襲時で緊急避難が必要であるとき、又は津波警報あるいは注意報が発表されずとも強い地震による揺れ、もしくは弱い地震であっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたことにより、津波来襲のおそれがあると甲が判断したときは、本件施設に対し、近隣住民の避難施設として一時使用を要請するものとする。

### （一時使用の終了）

第5条 本件施設の使用は、次の各号に定める事由が生じたときに終了する。

- (1) 津波警報等が解除され、又は津波の恐れがなくなったとき。
- (2) 甲の使用終了の申出があったとき。
- (3) 乙より退去の要請があったとき。

2 近隣住民への退去の指示は、甲の責任において実施し、甲は、速やかに地域住民の退去を完了させるものとする。

### （費用負担）

第6条 この協定に基づく本件施設の使用料は、無料とする。ただし、本件施設の客室、本件施設に付帯するレストラン施設、温浴施設及びその他のサービスの利用については、この限りでない。

(施設、備品の破損時等の対応)

第7条 近隣住宅が本件施設を一時避難施設として使用した際、本件施設を滅失、毀損したときは、甲は、その復旧に係る費用を負担するものとする。

(避難時の事故等に係る責任)

第8条 本件施設に近隣住民が避難した際に発生した事故について、乙はその責任を負わない。

(その他の協力)

第9条 甲及び乙は、この協定が円滑に運用されるよう平素から情報の交換を行うものとする。

2 乙は、甲が実施する近隣住民の避難誘導訓練に協力する。

(有効期間)

第10条 この協定は、協定締結の日からその効力を有するものとし、甲乙いずれからも文書により終了の意思表示がない限り、その効力を継続するものとする。

(洪水等への準用)

第11条 本協定は、洪水、高潮等の浸水被害が発生し、又は発生するおそれのある場合であって、近隣住民を避難させなければならないときに準用する。

(協議事項)

第12条 この協定に定めのない事項又はこの協定に関し疑義が生じた場合は、その都度、甲乙が協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、それぞれ1通を保有する。

平成24年3月25日

## 津波発生時における緊急一時避難施設としての使用に関する協定書

輪島市長 梶文秋（以下「甲」という。）と北陸財務局長 竹田伸一（以下「乙」という。）は、津波が発生し又は発生するおそれがある等、地域住民が緊急に避難しなければならないときに、乙が管理する施設を地域住民の緊急避難施設（以下「津波一時避難施設」という。）として使用することについて、次のとおり協定を締結する。

### （目的）

第1条 乙は、乙が管理する次に掲げる施設（以下「対象施設」という。）を津波一時避難施設として、地域住民等に使用させるものとする。

- (1) 所在地 石川県輪島市鳳至町畠田99番21
- (2) 所在地 財務省北陸財務局
- (3) 名称 輪島宿舎3号棟
- (4) 構造等 鉄筋コンクリート造4階建
- (5) 使用場所 別添宿舎平面図の黄色塗りの部分  
(1階から4階までの廊下等319.68㎡、うち避難スペースは3から4階までの廊下等130.98㎡〈約130人収容可能〉)

### （使用期間）

第2条 対象施設の使用期間は、緊急に避難が必要な津波が発生し、又は発生するおそれがあるときはから、乙及び地域住民等が津波一時避難施設としての役割の終了を確認したときまでとする。

### （目的外使用の禁止）

第3条 甲は、第1条に定める目的以外に使用しないものとし、使用場所以外の場所には立ち入らないこととする。

### （費用負担）

第4条 施設の使用料は無料とする。

### （現状回復義務）

第5条 甲は、使用期間を終えたときは、対象施設を現状に回復しなければならない（地震、津波等の災害により損傷した部分を除く。）。この際、対象施設が津波一時避難施設として使用された場合の施設の破損については、甲が復旧に係る費用を負担するものとする。

(管理者責任)

第6条 乙は、対象施設に地域住民等が避難した際に、対象施設内において発生した事故等に対する責任を一切負わないものとする。

(有効期限)

第7条 この協定は、協定の日からその効力を有するものとし、甲乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を持続するものとする。

(協議事項)

第8条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じた事項については、その都度、甲乙が協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成26年9月22日

## 津波時における一時避難施設としての使用に関する協定書

津波時における一時避難施設としての使用に関し、輪島市長 梶 文秋（以下「甲」という。）と夢セゾンビル 所有者 下原啓子（以下「乙」という。）との間において、次のとおり協定を締結する。

### （目的）

第1条 この協定は、輪島市内に津波が発生し、または発生のおそれがある場合における一時避難施設として、乙の所有する施設を使用することについての必要な事項を定めることを目的とする。

### （使用用途）

第2条 この協定による施設使用用途は、一時避難場所とし、甲は乙の許可を受けた上で敷地内に避難場所サインを設置するものとする。

### （一時避難場所の使用）

第3条 乙は、次に掲げる施設（以下「使用施設」という。）を公共福祉の立場から一時避難場所として甲に使用させるものとする。

施設名称	夢セゾンビル
所在地	輪島市河井町5部279番地
所有者	下原 啓子

### （使用範囲）

第4条 甲は、次に掲げる範囲を一時避難場所として使用するものとする。

避難場所	夢セゾンビル3階～5階の階段室 30 m <sup>2</sup> 、屋上 85 m <sup>2</sup> の合計約 115m <sup>2</sup> (収容人数 約 115名)
------	---

### （施設変更の報告）

第5条 乙は、使用施設の増改築等により、当該建物の面積等に変更が生じる場合、または何らかの事情により施設の使用が不可能となるときには、甲に連絡するものとする。

### （利用の通知）

第6条 甲は、第3条に基づき一時避難場所として利用する際、事前に乙に対しその旨を、文書または口頭で通知する。

2 甲は、一時避難場所の使用について緊急を要するときは、前項の規定にかかわらず、乙の承認した施設を一時避難場所として利用することができる。ただし、できるだけ早い時期に、甲は乙に対し使用した旨の通知を行う。

(費用負担)

第7条 施設の使用料は無料とする。

(施設・備品の破損時等の対応)

第8条 使用施設が一時避難場所として使用された場合の施設の破損については、甲が復旧に係る費用を負担するものとする。

(避難時の事故等に係る責任)

第9条 乙は、使用施設に地域住民が避難した際に発生した事故等に対する責任を一切負わないものとする。

(使用期間)

第10条 一時避難場所の使用期間は、輪島市内に津波の発生するおそれなくなったときまでとする。

(一時避難場所の終了)

第11条 甲は、一時避難場所の使用を終了する際は、一時避難場所使用終了届を提出する。

(協議)

第12条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じたときは、その都度、甲、乙双方が協議して定めるものとする。

(有効期間)

第13条 この協定の締結期間は、協定の日から平成28年3月31日までとする。

2 前項の期間満了の日の1か月前までに、甲、乙いずれかから申し出がない場合は、この協定は期間満了の日の翌日からさらに3年間更新されるものとし、以降も同様とする。

上記協定の証として、協定書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

平成27年8月27日

## 津波時における一時避難場所としての使用に関する協定書

津波時における一時避難場所としての使用に関し、輪島市（以下「甲」という。）とホテル八汐（以下「乙」という。）との間において、次のとおり協定を締結する。

### （目的）

第1条 この協定は、輪島市内に津波が発生し、または発生するおそれがある場合における一時避難場所として、乙の所有又は管理する土地を使用することについての必要な事項を定めることを目的とする。

### （使用用途）

第2条 この協定による土地使用用途は、一時避難場所とし、甲は乙の許可を受けた上で敷地内に避難場所サインを設置するものとする。

### （一時避難場所の使用）

第3条 乙は、次に掲げる土地（以下「使用土地」という。）を公共福祉の立場から一時避難場所として甲に使用させるものとする。

施設名称	ホテル八汐駐車場
所在地	輪島市鳳至町袖ヶ浜1

### （使用範囲）

第4条 甲は、次に掲げる範囲を一時避難場所として使用するものとする。

避難場所	ホテル八汐駐車場（約 660m <sup>2</sup> ）（収容人数 約 400 名）
------	--

### （土地変更の報告）

第5条 乙は、使用土地の造成等により、使用土地の面積等に変更が生じる場合、または何らかの事情により使用土地の使用が不可能となるときには、甲に連絡するものとする。

### （利用の通知）

第6条 甲は、第3条に基づき一時避難場所として使用する際、事前に乙に対しその旨を、文書または口頭で通知する。

2 甲は、一時避難場所の使用について緊急を要するときは、前項の規定にかかわらず、乙の承認した使用土地を一時避難場所として利用することができる。ただし、できるだけ早い時期に、甲は乙に対し使用した旨の通知を行う。

### （費用負担）

第7条 施設の使用料は無料とする。

(備品の破損時等の対応)

第8条 使用土地が一時避難場所として使用された場合の敷地内建物、その他備品の破損については、甲が復旧に係る費用を負担するものとする。

(避難時の事故等に係る責任)

第9条 乙は、使用土地に地域住民が避難した際に発生した事故等に対する責任を一切負わないものとする。

(使用期間)

第10条 一時避難場所の使用期間は、輪島市内に津波の発生するおそれなくなったときまでとする。

(一時避難場所の終了)

第11条 甲は、一時避難場所の使用を終了する際は、一時避難場所使用終了届を提出する。

(協議)

第12条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じたときは、その都度、甲、乙双方が協議して定めるものとする。

(有効期間)

第13条 この協定の締結期間は、協定の日から平成28年3月31日までとする。

2 前項の期間満了の日の1か月前までに、甲、乙いずれかから申し出がない場合は、この協定は期間満了の日の翌日からさらに3年間更新されるものとし、以降も同様とする。

上記協定の証として、協定書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

平成27年8月27日



## 災害時における応急対策活動に関する協力協定書

輪島市（以下「甲」という。）と財団法人北陸電気保安協会（以下「乙」という。）とは、災害時における応急対策活動の実施に関し、次のとおり協定を締結する。

### （目的）

第1条 この協定は、災害が輪島市内において発生した場所の電気保安とライフラインの確保について、甲が乙の協力を得て、迅速かつ円滑に災害復旧を図ることを目的とする。

### （対象となる災害）

第2条 この協定の対象となる災害は、豪雨、暴風、地震その他の自然災害及び大規模な事故等によるもので、甲が乙に対して協力を要請する必要があると認めた災害とする。

### （応急対策活動の内容）

第3条 この協定により、甲が乙に協力を要請する応急対策活動は、次のとおりとする。

- (1) 公共施設の電力復旧のための必要な調査等の応急対策活動
- (2) 公共施設の電力復旧工事の監理、監督、指導及び検査
- (3) その他甲が必要と認める応急対策活動

### （協力要請）

第4条 甲は、前条の応急対策活動の実施について、乙に対し、次の掲げる事項を記載した文書をもって協力を要請するものとする。ただし、文書をもって協力を要請するいとまがない場合は、口頭で要請し、その後速やかに文書を提出するものとする。

- (1) 応急対策活動の実施期間及び場所
- (2) 応急対策活動の内容
- (3) その他必要な事項

2 乙は、前条の規定による要請を受けた場合は、甲に協力するものとする。

### （実施報告）

第5条 乙は、前条の規定により応急対策活動を実施した場合は、甲に対し、次に掲げる事項を文書により報告するものとする。ただし、文書を持って報告するいとまがない場合は、口頭で要請し、その後速やかに文書を提出するものとする。

- (1) 応急対策活動の実施期間及び場所
- (2) 応急対策活動の内容
- (3) その他必要な事項

(費用負担)

第6条 乙が応急対策活動に要した費用は、甲が負担する。

(損害補償)

第7条 乙は、応急対策活動の実施に当たっては、業務に従事する者が労働者災害補償保険法（昭和20年法律第50号）の適用を受けるための必要な手続をあらかじめとらなければならない。

(協定の有効期間)

第8条 この協定の有効期間は、締結の日から平成21年3月31日までとする。ただし、期間終了の日の30日前までに、甲又は乙から文書をもって協定終了の意思表示をしない限り、期間終了の日の翌日から1年間延長するものとし、その後においても同様とする。

(その他)

第9条 この協定に定めのない事項又はこの協定に関して疑義が生じた場合は、その都度、甲乙が協議して定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成20年12月26日

## 災害時における応急対策活動に関する協力協定書

輪島市（以下「甲」という。）と石川県電気工事工業組合（以下「乙」という。）とは、災害が発生した場合又は発生するおそれのある場合において、市民の生命と財産を守り市民生活の安定を図るため、相互に協力して災害応急対策活動の実施に関し、次のとおり協定を締結する。

### （目的）

第1条 この協定は、災害が発生した場合の人命救出、電気施設等の確保について、甲が乙の協力を得て、迅速かつ円滑に災害復旧を図ることを目的とする。

### （対象となる災害）

第2条 この協定の対象となる災害は、豪雨、暴風、地震その他の自然災害及び大規模な事故等によるもので、甲が乙に対して協力を要請する必要があると認めた災害とする。

### （協力要請）

第3条 甲は、災害が発生し、応急対策活動が実施できないと認めるときは、乙に対し、建設資機材及び労力の提供、その他可能な限りの協力を要請するものとする。

### （協力）

第4条 乙は、甲から応急対策活動の実施について協力要請があったときは、建設資機材及び労力の提供その他可能な限りの協力を行うものとする。

### （活動要請手続）

第5条 甲は、乙に対し応急対策活動を要請するときは、日時、場所、活動業務を指定して、文書又は電話等の方法により要請を行うものとする。

### （活動の実施）

第6条 乙は、前条の規定に基づき活動要請を受けたときは、直ちに指定場所に出動し、甲の職員（人命救出の場合は、消防職員）の指示に基づき、応急対策活動を実施するものとする。ただし、指定場所に甲の職員が派遣されていない場合は、要請事項に従い自らの判断により応急対策活動を実施するものとする。

2 乙は、指定場所に出動したときは、速やかに現場責任者、出動時間、建設資機材等を甲に報告するものとする。

3 乙は、応急対策活動が完了したときは、速やかに活動状況の概要を甲に報告するものとする。

### （費用負担）

第7条 乙が応急対策活動に要した費用は、甲が負担する。

2 甲は、乙の応急対策活動終了後、これを検査又は確認したときは、乙の請求により、前項の費用を速やかに支払うものとする。

### （校務災害補償）

第8条 乙は、応急対策活動の実施に当たっては、業務に従事する者が労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）の適用を受けるための必要な手続をあらかじめとらなければならない。

(連 絡)

第 9 条 乙は、毎年 1 回、組合員名簿及び災害時に対応可能な建設資機材等の状況を甲に対し連絡するものとする。

(協定の有効期間)

第 10 条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成 21 年 3 月 31 日までとする。ただし、本協定の期間終了の日の 1 箇月前までに甲又は乙から何らかの申し出がないときは、更に 1 年間延長されたものとみなし、以後この例によるものとする。

(協 議)

第 11 条 この協定の実施について、必要な事項及びこの協定に疑義が生じたときは、甲と乙とが協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書 2 通を作成し、それぞれ記名押印の上、各 1 通を保有する。

平成 20 年 12 月 26 日

## 災害時における応急対策業務に関する協定書

輪島市（以下「甲」という。）と輪島上水道給水組合（以下「乙」という。）とは、甲が管理する上水道施設が、風水害、地震その他の自然災害等により被災した場合（以下「災害時」という。）の応急対策業務（以下「業務」という。）に関し、次のとおり協定を締結する。

### （目的）

第1条 この協定は、災害時における応急対策について、必要な事項を定め、施設の早期機能回復など応急対策の充実及び強化を図ることを目的とする。

### （協力業務）

第2条 この協定の対象となる業務は、災害時における被害調査及び応急措置とし、甲が必要と認めた範囲とする。

### （協力の要請）

第3条 甲は、乙に対し応急対策活動を要請するときは、日時、場所、活動業務を指定して、協定要請書（様式第1号）により要請を行うものとする。

2 前項の要請は、緊急を要する場合には、電話等の通信手段によることができることとするが、この場合も遅滞なく協力要請書を交付するものとする。

3 乙は、協力の要請に備え、使用資機材の確保に努めるものとする。

### （応急対策の実施と報告）

第4条 乙は、前条の規定により甲の要請を受けたときは、応急対策の内容を検討の上協力業者の中から担当業者（以下「担当業者」という。）を決定し、出動応諾書（様式第2号）を甲に送付することにより出動を応諾するものとする。

2 前項の応諾は、緊急を要する場合には、電話等の通信手段によることができることとするが、この場合も遅滞なく出動応諾書を送付するものとする。

3 担当業者は、甲の指示に従い、速やかに業務に着手するものとする。

4 担当業者は、業務遂行にあたって第三者に損害を与えないよう特段の注意を払うものとする。

5 担当業者は、業務従事者が労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）の規定の適用を受けるための必要な手続をあらかじめ行わなければならない。

6 担当業者は、業務請負契約の根拠とするため、業務内容が判定できる写真等の資料を整備するとともに、適宜業務の進捗状況及び完了を甲に報告するものとする。

### （請負契約の締結）

第5条 甲は、前条第6項の資料をもとに、担当業者と速やかに請負契約を締結するものとする。

### （費用負担）

第6条 乙が応急対策活動に要した費用は、甲が負担する。

(協定の効力)

第7条 この協定の期間は協定締結の日から平成22年3月31日までとする。ただし、この期間終了の日の30日前までに、甲又は乙から文書により協定を更新しない等の意思表示がなされないときは、更に1年間更新されるものとし、その後も同様とする。

(その他)

第8条 この協定に定めのない事項及びこの協定の実施について必要な事項については、その都度、甲乙協議の上これを定めるものとする。

この協定の締結の証として、本書2通を作成し、甲乙双方が記名押印の上、各1通を保有するものとする。

平成21年7月2日

## 災害時における応急及び復旧対策に関する協定

輪島市（以下「甲」という。）と輪島建設協同組合及び門前建設業協同組合（以下「乙」という。）とは、災害発生時における応急及び復旧対策に関し、次のとおり協定を締結する。

### （趣旨）

第1条 この協定は、輪島市地域防災計画に基づき、甲が行う応急及び復旧対策に関する乙の協力について必要な事項を定めるものとする。

### （協力要請）

第2条 甲は、災害発生に際し必要があると認めるときは、乙に対し協力を要請するものとする。

### （業務の実施）

第3条 乙及び災害等応急対策協力者（この協定に賛同し、応急および復旧対策を実施できる乙の協力者をいう。）は、前条の規定による甲の協力要請により、優先的に必要な資機材を準備し及び人員を出動させ、安全を確保しながら業務の遂行を図るものとする。

2 甲は、施工能力、応急施工体制等について、乙の意見を聴き、応急及び復旧対策を実施する施工者（以下「施工者」）という。）を決定するものとする。

3 甲は、施工者に対し、出動要請書を交付することにより出動を要請するものとする。

4 施工者は、前項の規定による要請を受けたときは、出動応諾書を甲に送付することにより出動を応諾するものとする。

5 前2項の規定にかかわらず、甲及び施工者は、緊急の必要があるときは、電話等の通信手段により、出動の要請及び応諾をすることができる。この場合において、甲及び施工者は遅滞なく、出動要請書及び出動応諾書を交わすものとする。

6 施工者は、応急及び復旧対策の実施に当たり、当該対策に従事する者が労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）の規定の適用を受けるための必要な手続きをあらかじめとらなければならない。

### （業務の内容）

第4条 業務の内容は、次に掲げるとおりとする。

- （1）市民の生命及び財産を守るための救助及び協力に関すること。
- （2）避難及び緊急車両等の通行可能な道路確保に関すること。
- （3）道路、橋梁、河川、港湾等の施設の応急及び復旧に関すること。
- （4）応急仮設住宅の建設に関すること。

### （請負契約の締結）

第5条 甲は、応急及び復旧対策の施工期間中又は応急及び復旧対策完了後、速やかに、施工者と当該対策に係る随意契約を締結するものとする。

### （損害に関する事項）

第6条 応急及び復旧対策の目的物に生じた損害及び当該工事により第三者に与えた損害については、輪島市建設工事標準請負契約約款（平成18年輪島市告示第8号）第27条から第29条までの規定を準用する。

（費用）

第7条 施工者の出勤に係る費用については、甲の負担として別に定める。

（報告）

第8条 施工者は、業務の進行状況その他必要な事項を逐次甲に報告するものとする。

（協定の期間）

第9条 この協定の期間は、協定を締結した日から令和2年3月31日までとする。ただし、期間終了1箇月前までに、甲乙いずれからも書面による申し出がないときは、さらに1箇年期間が延長されるものとし、以降も同様とする。

2 本協定締結と同時に、平成19年3月23日付けで締結した協定は、破棄する。

（疑義の決定）

第10条 この協定は、協定に疑義が生じたときは、甲乙協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、記名押印の上、各自1通を保有する。

令和元年5月22日



## 災害時における応急調査業務に関する協定

輪島市（以下「甲」という。）と一般社団法人石川県建設コンサルタント協会（以下「乙」という。）、一般社団法人石川県測量設計業協会（以下「丙」という。）及び一般社団法人石川県地質調査業協会（以下「丁」という。）とは、甲の管理若しくは管理に相当する道路、河川、港湾、上下水道施設、農林業用施設等（以下「公共施設」という。）が、地震、風水害その他の自然災害若しくは大規模事故により被災し、又は被災するおそれがある場合における調査、測量、設計等の応急調査業務（以下「応急調査業務」という。）の実施に関し、次のとおり協定を締結する。

### （目的）

第1条 輪島市地域防災計画に基づき、甲が実施する活動について、乙、丙及び丁の協力を得ることに関し、必要な事項を定め、もって円滑な活動の実施に資することを目的とする。

### （協力要請）

第2条 甲は、災害発生に際し必要があると認めるときは、乙、丙及び丁に対し協力を要請できるものとする。

2 乙、丙及び丁は、前項の要請があったときは、可能な限り甲に協力するものとする。

### （連絡担当者の設置）

第3条 甲、乙、丙及び丁はあらかじめ、応急調査業務に関する連絡担当者を定め、必要な情報を相互に連絡するものとする。

2 乙、丙及び丁は相互に調整し、甲との連絡窓口を一本化する。

3 甲、乙、丙及び丁は、連絡担当者を定めたとき、又は、これを変更したときは速やかにそれぞれの窓口に報告するものとする。

### （活動等の実施）

第4条 甲は、調査能力、応急調査体制等について、乙、丙及び丁の意見を聴き、応急調査業務の調査者（以下「調査者」という。）を決定するものとする。

2 甲は、乙、丙及び丁に対し応急調査業務要請書を交付することにより、調査者の出動を要請するものとする。

3 乙、丙及び丁は、前項の規定による出動要請を受けたときは、応急調査業務応諾書を甲に送付することにより、調査者の出動を応諾するものとする。

4 調査者は、前項の規定による甲の出動要請により、優先的に必要な資機材を準備し及び人員を出動させ、安全を確保しながら業務の遂行を図るものとする。

5 甲並びに乙、丙及び丁は、緊急の必要があるときは、前3項の規定にかかわらず、電話等の通信手段により、調査者の出動要請及び応諾をすることができる。この場合において、甲並びに乙、丙及び丁は遅滞なく、応急調査業務要請書及び応急調査業務応諾書を交わすものとする。

### （請負契約の締結）

第5条 甲は、応急調査業務の調査期間中又は当該業務の完成後、速やかに、調査者と当該業務に係る随意契約を締結するものとする。

(損害に関する事項)

第6条 応急調査業務の成果品に生じた損害及び当該業務により第三者に与えた損害については、輪島市業務委託標準請負契約約款（平成26年輪島市告示第25号）第27条から第29条までの規定を準用する。

(費用負担)

第7条 費用の負担は、次のとおりとする。

- (1) 活動の初期段階における目視の現状把握等に要した費用は、調査者が負担するものとする。
- (2) 活動の初期段階以降の業務に要した費用については、甲の負担とし、積算基準等に基づき積算するものとする。

(報告)

第8条 調査者は、業務の進捗状況その他必要な事項を逐次甲に報告するものとする。

(協定の期間)

第9条 この協定の期間は、協定を締結した日から令和2年3月31日までとする。ただし、期間終了1箇月前までに、甲、乙、丙及び丁のいずれからも書面による申し出がないときは、さらに1箇年期間が延長されるものとし、以降も同様とする。

(疑義の決定)

第10条 この協定は、協定に疑義が生じたときは、甲、乙、丙及び丁が協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書4通を作成し、記名押印の上、各自1通を保有する。

令和元年5月22日

## 大規模災害時における連携に関する協定書

輪島市（以下「甲」という。）と学校法人日本航空学園（以下「乙」という。）とは、輪島市内に地震、風水害等による大規模な災害が発生し、または発生することが予想される場合（以下「災害時」という。）において、甲が災害対策を行う際に、乙が輪島市内に所有する施設の提供及び災害時のボランティア活動についての支援等（以下「協力」という。）を受けられることができるよう、次のとおり協定を締結する。

### （施設等の使用）

第1条 甲は、災害時における各種対策を行うに当たり、乙が所有する次に掲げる施設等の提供を受けられることができる。

ただし、災害の規模及び乙の施設使用状況等により使用する施設が規制される場合がある。

- (1) 各校舎
- (2) 正門前駐車場
- (3) 輪島市空港交流センター
- (4) 雨天基本訓練場
- (5) スカイスタジアム（多目的グラウンド）
- (6) その他状況に応じて乙が使用可能と認める施設

### （協力要請）

第2条 甲は、災害時において必要があるときは、次に掲げる事項について、乙に協力を要請することができる。

- (1) 災害ボランティアセンターとしての乙の施設使用
- (2) 救援物資等の集積場としての乙の施設使用

### （協力要請の手続）

第3条 甲は、乙の施設等を使用するときは、使用内容を明らかにし、文書で要請する。

2 前項の規定にかかわらず緊急を要する場合は、口頭等により連絡するものとし、その後速やかに、甲は乙に対し文書を提出するものとする。

### （ボランティア活動）

第4条 乙は災害の状況により、協力を行う必要があると認めたときは、甲と相互に情報交換を行い、甲が行う災害応急対策に必要な協力を行うものとする。

- 2 甲は、乙に対し、協力に必要な情報を速やかに提供するものとする。
- 3 乙は、学生が行うボランティア活動を支援し、ボランティアの募集及び斡旋等に協力するものとする。
- 4 甲は、前項の規定により乙が行うボランティアの募集及び斡旋等に協力するものとする。
- 5 協定に基づく学生等の協力に伴う経費は、必要に応じて甲の負担とする。

### （平常時の相互協力）

第5条 甲、乙は、この協定に基づく応援を円滑に実施するため、次により相互の連携を図るものとする。

- (1) 災害時の協力に関する研究及び情報交換
- (2) その他協力に必要な事項

(施設等の使用期間)

第6条 施設等の使用期間は1ヶ月以内を目途とする。ただし、必要により甲、乙協議し、期間の延長ができるものとする。

(施設・備品の破損等の対応)

第7条 甲は施設等を使用した後は、現状復旧しなければならない。

2 使用施設等の破損については、その費用は甲が負担するものとする。

(協議)

第8条 この協定の実施に関する必要事項及び定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じたときは、その都度、甲、乙双方が協議して定めるものとする。

(有効期間)

第9条 この協定の締結期間は、協定の日から1年間とする。

2 前項の期間満了の日の1か月前までに、甲、乙いずれかから文書による協定終了の申し出がない場合、この協定はさらに1年間更新されるものとし、以降も同様とする。

本協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲、乙署名のうえ、各自1通を保有するものとする。

平成25年3月17日

## 災害時における石油類燃料の供給に関する協定書

輪島市（以下「甲」という。）と輪島地区石油販売組合（以下「乙」という。）は、輪島市内において地震、風水害等による大規模災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）に、甲が必要とする石油類燃料の優先的かつ安定的な供給とその運搬に関して、次のとおり協定を締結する。

### （目的）

第1条 この協定は、災害時において、乙が甲に対して行う石油類燃料の供給に関し、その手続きを定め、甲が災害応急対策を円滑に実施するために必要な事項を定める。

### （協力要請）

第2条 甲は、災害応急対策を実施する上で石油類燃料を必要とする場合は、乙に対して石油類燃料の供給について協力を要請することができる。

### （協力）

第3条 乙は、前条の規定により甲から要請を受けたときは、石油類燃料の優先的かつ安定的な供給及び運搬について、可能な限り協力するものとする。

### （供給及び運搬）

第4条 甲は、乙に石油類燃料の供給及び運搬を要請する場合には、油種、数量及び引渡し場所等を明記した文書を作成し、乙に提出するものとする。ただし、緊急を要する場合には口頭で要請し、事後速やかに文書を提出するものとする。

2 石油類燃料の供給及び運搬は、原則として、乙又は乙の指定するもの（以下「乙等」とする。）が行うものとする。

### （引渡し）

第5条 石油類燃料の引渡し場所は、原則として、甲が指定する。

2 甲は、原則として、引渡し場所に職員を派遣し、納品を確認の上、引き取るものとする。

### （報告）

第6条 乙は、甲の要請により前条に掲げる業務を実施したときは、速やかに実施した内容を明記した文書を作成し、甲に報告するものとする。

### （経費負担）

第7条 第4条の規定により、乙等が供給した石油類燃料の対価及び運搬に要した費用は、甲が負担するものとする。

2 前項に規定する石油類燃料の対価は災害時直前における燃料単価契約書の単価を、また運搬に要した費用は災害時における通常の実費用を基準として、甲乙協議の上、決定するものとする。

(経費の支払い)

第8条 前条の規定による経費は、乙からの請求により甲が支払うものとし、甲は、請求があったときは、その内容を確認し、速やかに支払うものとする。

(その他必要な支援)

第9条 この協定に定める事項のほか、災害応急対策を実施するために必要な事項は、甲乙協議の上、決定するものとする。

(有効期間)

第10条 この協定は、協定締結日から効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定解除を申し出ない限り、その効力を有するものとする。

(協議)

第11条 この協定に疑義が生じたとき、またはこの協定に記載がない事項については、必要に応じて甲乙協議の上、定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書を2通作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

平成30年5月14日